

事業所名		東淀川 区障がい者基幹相談支援センター								
1 相談支援事業の概要		令和2年度								
1-1 実施状況について										
	法人名称	NPO法人Flat・きた								
	開所曜日	月、火、水、木、金曜日								
	開所時間	9時～17時30分								
	同一場所で実施しているその他の事業	居宅介護事業								
	事業所の特長	当センターの母体がボランティア団体であり、自立生活センターとして当事者スタッフが在籍していることで、新人スタッフも日頃より障がい者と接する中でボランティア精神や、利用者が言葉にしないことにも思いを馳せることを大切にしている。								
1-2 職員の状況										
			常勤職員	非常勤職員	計					
	専任	0	0	0						
	兼務	4	2	6						
	計	4	2	6						
1-3 専門資格の保有状況		相談支援専門員6名								
1-4 ピアカウンセリングの実施体制										
	障がい名	実施曜日	実施時間							
	脳性麻痺	月～金	9:30～18:15							
	弱視	月～金	9:00～17:45							
	骨形成不全症	月～金	9:00～17:45							
1-5 センター業務についての理念・基本方針		私たちは、母体である応援センターの姿勢を引継ぎ、「上から与える支援」ではなく「共に考え共に歩む支援」を心がけている。								
2 相談支援実績										
2-1 相談支援件数										
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	
	身体障がい	視覚	17	2	6	0	2	8	5	40
		聴覚	0	2	1	0	0	0	3	6
		肢体	44	4	75	0	4	30	8	165
		内部		0	0	0	0	0	0	0
		計	61	8	82	0	6	38	16	211
	難病	3	2	2	0	0	0	1	8	
	知的障がい	65	17	206	1	12	18	11	330	
	精神障がい	102	11	235	0	18	29	21	416	
	障がい児	15	1	1	0	0	0	5	22	
	重複障がい	16	1	9	0	2	0	0	28	
その他	12	7	10	0	1	2	17	49		
合計	274	47	545	1	39	87	71	1064		
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計				
		468件	184件	400件	12件	1064件				
2-2 相談支援に関する分析		この1年は、全体として一般的な相談支援に留まらない相談事例が増えている。例えばスタッフでゴミ屋敷等の片付けや虫が湧いてしまったお宅に駆除の専門業者と一緒に確認に行くなどである。動けるスタッフで対応しているが、そこから感じられることは社会からの孤立である。誰にも相談できないまま自分ではどうしようもない状態に陥ってしまうケースが増えているように思われる。								

事業所名		東淀川 区障がい者基幹相談支援センター	
3 業務に対する自己評価			
3-1 運営体制		評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他に、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	2 相談支援専門員を6名配置。その他の資格保持者については、募集はしているが、現時点で配置できていない。	精神障害のある方からの相談が多いことから、精神保健福祉士の資格保持者の配置を急ぎたい。募集方法も含め、早急に検討が必要と考え
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3 市や区または障大連が主催する研修の情報を把握し、その研修を受けることがふさわしい職員に受講させ対応能力の向上を図っている。	研修を受けたスタッフから全体へのフィードバックをしっかりと行うための時間をつくるよう心がける。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	5 携帯のアプリでスタッフの予定を把握し事務所が空にならないように調整している。また携帯電話を配布し、できるだけ迅速に対応できるようにしている。	常駐には努めているものの、体調不良等で急な欠勤等があった場合、対応できていないことがある。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	2 各種マニュアルを作成し、事務所に掲示している。	コロナに関する大阪府の動向や社会の状況は注視しその都度対応を検討しているが、独自のマニュアルの作成には至っていない。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3 3障がいの理解はもとより、発達障害、難病の方に対応するためその理解に努めている。障がい特性の理解だけでなく、相談者のニーズや思いを理解するよう心がけている。	難病の方の理解には難しさを感じている。数多い難病について理解を深められるよう努める。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3 点字と手話に対応できる職員を配置している。中国籍の方に対しては、英語と携帯の翻訳アプリを活用して対応をおこなった。	手話や点字ができる職員はそれぞれ1名であるため、そのスタッフがいなければ対応できない。可能な限り対応しているが、不慣れな点は否めない。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	3 地域包括支援センターや生活困窮者支援窓口等の協力依頼に応じ、連携して対応を行っている。また、問題が長期化している事例に対しては、こちらのペースで無理に進めるのではなくその方のペースに合わせるよう心がけている。	当センターで関わっている困難事例や長期化している事例を自立支援協議会で共有し解決策を見出している。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3 地域自立支援協議会の相談部会を通じて区内の指定相談支援事業所の現状を把握し、選定依頼の対象者に適切に対応していただける事業所を選定している。	区内すべての事業所を把握できているわけではないため、より積極的に相談部会への呼びかけを行い、より多くの指定相談事業所に選定の協力を求めていく。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3 区役所等からの研修の案内があれば相談部会で周知し、案内をメールで送るなどしている。その他、電話や来所などで質問や情報提供の依頼があれば情報提供をおこなっている。	つながりのある事業所には情報提供や質問に答えるなどの対応ができてはいるが、聞きたいことがあっても当センターの存在を知らないというケースもあると思われる。周知の方法を検討する。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3 精神障害の方や発達障害の方の居場所(自助グループ等)が少ない。	社会福祉協議会や保健師等と連携し、社会とつながれる仕組みづくりを模索する。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	3 自立支援協議会の相談部会や精神部会には介護保険の関係者や訪問看護ステーションが参加している。各部会で分野を横断した勉強会も企画している。	自立支援協議会の相談部会の構成員の幅を広げ、より多くの機関と顔の見える関係性づくりを行う。

事業所名		東淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	地域自立支援協議会の会長を務めると共に相談部会の部会長を担っている。その他、精神保健福祉部会に積極的に参加し、部会の活性化に努めている。	現在はリモートでの開催となっているが、顔を合わせて会議をしたいという声もあるため、コロナの状況や社会全体の動きを注視し、判断していく。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	2	コロナの影響で事務局会議もオンライン開催となっている中、具体的な話し合いができていない。	個々の取組は行っているが、共有できていない。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	救護施設や障がい者厚生施設からの依頼に応じ、施設と共働してその方にふさわしい地域での生活を模索している。	特に身体障害の方に関しては、地域移行のニーズに対してヘルパーの人数が十分でないことが課題である。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	区役所職員に同行し事実確認を行い、コアメンバー会議に参加している。虐待ではないと判断された事例についても、同じことが起こらないよう支援の方針を検討する。	基幹センターの職員として新しい職員にも虐待への対応を知ってもらえるよう研修を行う。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	2	今年度は相談がなく対応していない。	相談の数が少ないこともあり対応には不慣れな部分が多い。
3-8 その他の取組み				
			昨年9月、区役所からの依頼で緊急一時保護に基づく対応を行った。福祉サービスを利用せず高齢の母親と2人暮らしをしていた知的障害の女性が、突然の母親の他界により一人暮らしとなった事例。コロナの影響で、本人に会えない中での調整だったが、現在その方は療護施設で安定した生活を送っている。 また12月には、地域生活拠点等における緊急時の受け入れも行っている。精神障がいのある方を、目が離せないという理由で運送会社勤務の夫が毎日職場に連れて行き、仕事でずっと自分の目の届くところにおいていたところ、仕事で夫が倒れ、会社のトラックに同乗していた本人がトラックから降りてこず、会社が困って区役所に連絡を入れたという内容。以前の係わりの記録から、本人は重度の統合失調症で知らない人との関わりは難しいとのことだったため、現在も本人と関わっている訪問看護ステーションのスタッフに同行していただき現地へ。本人はすぐに説得に応じ、後見人の立ち合いの下、精神科病院への入院となったとの内容	
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			近年、精神障がい・発達障がいのある方の数が増えるにつれ、福祉サービスを利用する方の数も増大する傾向が続いている。福祉サービスを必要とする方にサービスが行き届くこと自体は良いことだが、精神・発達障がいのある方の中には、それだけではカバーしきれないニーズを持った方が多いと感じている。 就労意欲があり就労支援に結びつく方には、制度として就労移行支援や定着支援があるため手厚い支援が可能である。当区の就労移行支援事業所でも就労定着の支援には力を入れているが、就労の困難な方が障がい特性に合った居場所や、自分のしんどさや思いを話せる場所が少ないと感じている。 制度に則らない形での社会資源の開発も必要だが、地域活動支援センターのように気軽に行ける場所が、少なくとも各区にあることが必要であると思われる。	

事業所名		東淀川 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
出席者からの意見	報告日		
	1	相談支援事業の概要について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換を密に連携してほしいと思う。</li> <li>・人の確保はなかなか難しいと思う。</li> <li>・よく動いてくれていると思う。</li> <li>・年々受給者数が増えてきており虐待対応も行っているため、基幹センターの新しい職員にも虐待の研修をしてほしい。行政にも協力してほしい。</li> <li>・複合的な課題が増えているため、区役所と基幹センターがより連携を強めてほしい。</li> </ul>
	2	相談支援実績について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せっかく地域活動支援センターと基幹センターがそろっている区なので、これまでに以上に連携してやっていきたい。</li> <li>・絶対的に相談数が多いが相談支援事業所が少ないのでどうしたらいいかわからない。</li> <li>・引き続き協力させていただきたい。</li> </ul>
	3	業務に対する自己評価について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まとまっていると思う。</li> <li>・報告書について、適切なものだと思う。</li> </ul>
4	区における地域課題について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナで就A、就共に工賃収入が下がったり就労が困難になっている。区内でも会社・企業があると思うが、事業所と会社をつなぐような場があれば良いと思う。</li> <li>・環境によふい部会や会議に関してZoomが使えず開催されていない。できないところがある。</li> </ul>	
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
			<p>コロナ禍で業務をおこなうにあたり、自分たちの感染対策をはじめ利用者さんの感染を防ぐためにできることを職員全体で確認しながら業務をおこなってきた。蔓延の状況の変化が激しいため、最新の状況の把握に努め、その都度柔軟に対策を考えている。自立支援協議会の開催に関しては、Zoomを利用することで事務局会議と相談部会、精神部会の開催ができています。一方で、広く区民に向けたイベント(従来行っていた「みんなで和っしょい」や「スポフェス」「Let's」)に変わるオンラインでのイベントの検討や社会資源の開発・改善に向けた検討はできていない。</p> <p>当面はコロナ禍での対応が続くことを視野に入れた取り組みの方法を検討していく。</p>

事業所名		東成区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		令和2年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会							
	開所曜日	月～金							
	開所時間	9時～17時45分							
	同一場所で実施しているその他の事業	生活介護、日中一時支援事業、指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業							
	事業所の特長	昭和62年より運営している本体事業所に対する理解や認知が広まっている事に加え、地域療育等支援事業の頃から相談支援業務には携わっている事も影響し、当事者・ご家族からの相談のみならず各関係機関からの相談も多い。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員				計	
		専任						0	
		兼務	3					3	
		計	3	0				3	
1-3 専門資格の保有状況		社会福祉士2名、精神保健福祉士1名、相談支援専門員、介護支援専門員等							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>・相談員は、自己の価値観を押し付けることなく、利用者及びご家族や関係者の話を傾聴し、信頼関係を築きながら、環境や状況ならびにニーズを把握し、表出していない潜在的なニーズにも目を向けつつ、抱える問題を軽減、解消できるよう誠実な対応に努めます。</p> <p>・広く地域に根差し、障がいがある方のその人なりの暮らしの営みに関わり、必要とするサービスへと繋げていきます。また、必要なサービスがない時には、社会資源の開拓、開発を検討し、関係機関と障がいがあってもなくても誰もが住みやすい共生社会の構築に努めます。</p>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚						6	2	8
	聴覚						1	1	2
	肢体	38	1	5		5	9		58
	内部	13		11			1		25
	計	51	1	16	0	5	17	3	93
	難病	9		4		3	1	1	18
	知的障がい	199	71	250		75	10	120	725
	精神障がい	262	64	303		6	26	68	729
	障がい児		3				2	2	7
	重複障がい	50	4	29		17	7	7	114
その他	23	14	19		5	86	15	162	
合計	594	157	621	0	111	149	216	1848	
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他			合計	
		1391件	169件	288件				1848件	
2-2 相談支援に関する分析		今年度もここ最近の傾向と同じで、地域とのネットワークの中からの相談が多かったと思います。数字で見ますと、今年度は前年度の相談者数と大きく変化はありませんでしたが、精神障がいがある方の相談が増えており、うち、件数の累計では精神障がいの分類となっていますが、発達障がいがある方の相談が増えています。また、コロナ禍により、訪問の件数が昨年度より減り、その分、電話やメールでのやり取りが増えています。							

事業所名		東成区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	社会福祉士、精神保健福祉士等専門職を配置し、幅広い相談に対応するようにしました。また、主任相談支援専門員も今年度より配置できています。	
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	基幹相談支援事業に必要な相談支援専門員の業務に通ずるものを始め、人権問題、ネットワーク作り等々様々な研修等に参加し、資質向上に努めました。また、得てきた知識は所内にて共有をおこないました。	
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	3	開所時間は必ず一人は相談員が事務所に常駐するよう所内での連携を密にし、急な来客や電話等での相談に対応しました。	出来る限り事業所内に職員が常駐するようにしましたが、職員全員が出てしまう事もありました。ただし、不在の場合は併設しているほか事業所の職員に申し送りをし、不在対応を行ってもらい、のちに職員が戻り対応する等、丁寧な対応を心がけました。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	各種マニュアルを整備し、必要に応じ所内でもその運用について話し合い、適切な運用を心掛けました。	次年度においては、感染症対策の情報が日々更新される中で、新たな情報に即した対策マニュアルをさらに整備していく必要があると考えます。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	つながる場支援会議や多職種連携の会議、地域のネットワーク会議等に参加をし、日頃から、連携が出来る体制を作り、円滑な相談支援体制を整えました。また、コロナ禍により、顔を合わせた会議等が出来ない事も増えたため、リモート会議等工夫は行いました。	リモートでは参加出来ない方もおり、ICTの活用も含めてさらに地域へ情報発信していく必要がある。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい等コミュニケーションに配慮の必要な方の相談は都度必要な対応を行いました。	今後も多岐にわたるコミュニケーションのスキルを高めることを始め、ツール等の検討を行っていききたいと思います。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	支援困難事例には、多職種連携会を有効に行っている当区では、日頃からの連携は基より、つながる場支援会議等において、多岐にわたる視点をもってチームで支援を行えるように積極的な対応を行いました。	
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	2	選定ケースは自立支援協議会の部会として設けている相談支援部会にて選定会議を行い、公正かつ適切に行いました。選定出来ない場合は、当センターより個別に事業所へ連絡を行い、選定をしました。	今年度も選定会議ではなかなか支援事業者から手が上がらない状況がありました。選定できないケースについては、個別に連絡をとることや他区などへも範囲を広げ、選定されないケースがないように配慮しました。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	地域の相談支援事業所より、日頃からケース等の相談を受けることができました。必要な場合は、会議等への同席なども行ったり、新規の事業所へは、計画相談支援が円滑に行えるよう同行指導等も行いました。今年度は初任、現任研修のインターバル期間の受け入れをし、助言等に努めました。	
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	自立支援協議会を始め、地域のネットワークの会議に積極的に参加を行い、医療・介護との連携を通し、地域課題の状況を把握するよう努めています。	
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	医療・介護・障がいの連携チームで行う会議に積極的に参加し連携強化に努めました。また、8050問題を始め、包括的かつ専門的な支援が必要な方へは支援チームを作って支援を行いました。	

事業所名		東成区障がい者基幹相談支援センター		
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	コロナ禍により、対面して話し合う機会が殆どとれなかったものの、リモート会議を取り入れる等して、会が途切れない工夫を行いました。また、区民公開講座についても、大規模イベントが行えない事から、区役所で障がいへの理解をすすめる展示会を行い、啓発活動が継続できるようにしました。	コロナ禍においても継続した運営が出来るように、感染症対策を強化、リモートでも行えるように周知していく必要がある。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	事業所部会において、区内障がい福祉サービス事業所の一覧表の作成及び障がい児の親御さん向けのサービスの情報ツールの作成の検討を行いました。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	コロナ禍で、入所施設や病院等に訪問が出来ず長期利用となっている方への支援は行えなかった。一方で退院や退所がすでに決まっている方や、刑務所からの出所後の支援等の依頼等へは取り組む事ができました。	
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	虐待対応の動きの確認は行っており、迅速な対応が取れたと感じています。また、必要な知識をもつため、研修等にも積極的に参加をし勉強を重ねました。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障がい者差別解消法にのっとり対応をおこないません。適切な助言や対応を行え、相談者と差別事案対象者とうまくつながることが出来、解決へと結びつきました。また、区の自立支援協議会においても、差別事案等の話し合いを持ちました。	
3-8 その他の取組み				
			区内の事業所連絡会等のネットワークについては、コロナ禍においても、ネットワークが継続するようにZOOMを法人で取り入れ、顔の見える関係が継続するようにICTの活用を力を入れ、ホストのとなり各連絡会を取りまとめました。また、コロナ禍での対応策について医師会等より講義をいただいたり、多職種連携会議の運営委員として、障がい福祉サービス事業所の困り事について、サポートが出来るように情報がいきわたるようにしました。	
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
			<p>・コロナ禍での連携 大都市である大阪市では、全国でも高い新型コロナウイルスの感染流行がおこり、医療体制がひっ迫するなど猛威を振りました。特に第4波といわれた際には、東成区でも高齢者施設等で多くのクラスターがおこり、障がい福祉サービスの事業所としても感染症へのなお一層の注意が必要でした。感染症対策により、障がいがある方の暮らし方も大きく変化が求められましたが、元々、日常生活の変更が得意でない障がいがある方にとっては、新しい生活様式に馴染むことは難しく、区内の事業所にとってはかなりの工夫が必要となりました。区内事業所では人との関わりが制限される中で、情報がうまく入って来ない事も見られ、初めての事に戸惑いつつも様々な工夫で乗り切りました。人との関わりの制限がネットワークを分断しがちになりましたが、ICTの活用等を通して、顔を見える関係を継続し、様々な取組みの共有を行いました。今後もその取組が必要であると感じています。</p> <p>・多職種の連携 東成区では、医師会等多職種との連携が以前から活発に行われており、医師会との連携の中で感染対策、検査やワクチン情報等の発信、感染者が出た場合のすばやい動きもでき、今回ほど、医療との繋がりが重要でありたいと感じた事はありませんでした。</p> <p>・教育機関との連携 つながる場支援会議を始め、複合的な課題について話し合う機会が増えています。中でも、子育て支援との連携が増えているものの、障がい者自立支援協議会には教育関係者の参加は無く、子育てや教育からの課題抽出が不十分とかんじて課題であるように感じています。</p>	

事業所名		東成区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	7月16日	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特に意見はなかったが、こちらから相談支援事業の概要も改めて説明させて頂いた。
	2	相談支援実績について	刑務所からの地域移行の支援実績について説明を求められた。今年度初の一件目の例であり、よりそいネットとの連携ケースは今後も出てくるものと思われる旨を説明させて頂いた。
	3	業務に対する自己評価について	特になし。
	4	区における地域課題について	区内の障がい者施設でのクラスター等がどれぐらいあったか把握されているかとの問いがあった。もちろん施設や個人が特定されないように、現在伺ってる状況についてのみ説明をおこなった。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>ウィズコロナでいかに今までの支援やネットワークが失われず、継続していけるかを、障がい者支援に限らず、区役所、医師会、介護保険と垣根を越えて検討を重ね、尽力した一年となったように感じます。我々も慣れていないICTの活用を、他事業所も巻き込んで考えていく中で、全てがマイナスでなくピンチを新たな支援の可能性と捉えて探っていく良い機会になったとも感じました。</p> <p>今年度は初めて、刑務所からの地域移行を行う等、今後さらに支援事例が増えていくであろうケースにも取り組み、様々なケースに寄り添う必要のある基幹障がい者支援センターの役割の重要性を再認識しました。</p> <p>また、できうるかぎり選定においては計画相談支援事業所が決まらない事がないように取り組みましたが、全ての方へ事業所を決めることが出来ず、課題が残る形になりました。相談支援事業所のスキルアップだけでなく、計画相談支援専門員が増えていくような方法を模索していくことも重要と感じました。</p>	



事業所名		生野区障がい者基幹相談支援センター								
1 相談支援事業の概要		令和2年度								
1-1 実施状況について										
	法人名称	特定非営利活動法人自立支援センター・エポック								
	開所曜日	月曜日～金曜日(祝祭日は除く)必要に応じて土曜日開所								
	開所時間	午前9時～午後6時								
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業 指定自立生活援助事業								
	事業所の特長	障がいのある人々の地域での自立と社会参加を目指し、そのための支援・啓発活動を行い、また障がい当事者スタッフがロールモデルとしてピアカウンセリングや自立生活プログラムの技術を用いて、地域で自立した生活を送れるように相談支援を行う。								
1-2 職員の状況										
			常勤職員	非常勤職員	計					
	専任		2	1	3					
	兼務		1	1	2					
	計		3	2	5					
1-3 専門資格の保有状況										
		社会福祉士+主任専門員 1名 社会福祉士+相談支援専門員 1名 相談支援専門員 1名 介護福祉士 1名								
1-4 ピアカウンセリングの実施体制										
		障がい名	実施曜日	実施時間						
		知的障がい	金曜日	13:30～15:00(相談者に応じて)						
		精神障がい	金曜日	10:00～17:00(相談者に応じて)						
		身体障がい	金曜日	不定期(相談者に応じて)						
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>自分らしく「障がい者が地域で当たり前暮らし権利があるんだ」と主張し始めた頃、日本社会の障がい者は施設か、家庭内での閉鎖された場所での生活を余儀なくされていました。また、社会的偏見、差別を受けてきた時代でもありました。</p> <p>ノーマライゼーションの思想や、その基本理念による世界的な動きの中で日本でも国際障害者年を期に障がい者の生活も徐々に変わりだし、今まで限られた場所での生活を強いられてきた障がい者が、自分らしい生活を求め自立を目指し、また社会的な生活環境もハード面での変化が起こり始めました。</p> <p>高齢化社会とともに日本でもバリアフリー法が施行され障害者にも利用しやすい町づくりが押し進められつつあります。一方、ソフト面では偏見や人権侵害といった問題、特に精神障害者や知的障害者の差別がまだまだ後を絶たず、真の意味でのノーマライゼーションの理念には乏しい現実があることは否定出来ません。</p> <p>2000年の社会福祉基礎構造改革により障害者は、今以上に「自己選択」「自己決定」が重要となり、そのための支援のあり方が問われつつあります。</p> <p>そこで、身体障害者にとられずに知的障がいや精神障がい、また、児童期の支援も含めて不特定多数の障害を持つ人々に対し、個々の様々な問題に対する情報を提供するサービス機関の存在が必要になってくると思われます。</p> <p>自立支援センター・エポックは、それぞれの問題に対し、個々のニーズに応えられるように各種の制度を利用し、地域で自立生活をしている障がい当事者スタッフがロールモデルとしての役割を果たせるものとして実体験をもとに同じ境遇の障害者にしかできない支援のあり方を考えていきたいと思っています。</p> <p>エポックの語源に「新時代を切り開く」という意味があるように制度の変革に立ち向かう気持ちで支援の輪を拡げ、差別や偏見といった心のバリアを取り除きよりよい社会を目指します。</p> <p>障害を持つ人々の社会参加と自立を目指し、そのための支援、啓発活動を行うことにより、福祉の推進に寄与することを目的とします。</p>								
2 相談支援実績										
2-1 相談支援件数										
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	
	身体障がい	視覚	35	35	0	0	0	0	70	
		聴覚	0	1	0	0	0	0	1	
		肢体	87	105	6	2	7	2	9	218
		内部	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	122	141	6	2	7	2	9	289
	難病	7	7	0	0	0	0	0	14	
	知的障がい	342	421	214	23	5	0	11	1016	
	精神障がい	895	945	50	5	31	2	19	1947	
	障がい児	42	71	0	0	13	0	2	128	
	重複障がい	121	127	12	0	0	0	0	260	
その他	215	277	7	0	11	0	73	583		
合計	1744	1989	289	30	67	4	114	4237		

事業所名		生野区障がい者基幹相談支援センター			
②受付方法別件数	電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計
	1481 件	124 件	453 件	65 件	2123 件
2-2 相談支援に関する分析		<p>・今年度はコロナ感染拡大予防の影響もあり、関係事業者等からの相談が多かった。</p> <p>・相談者から見えるニーズとして既存の社会資源にそぐわない方も多く、サービス調整を行うが結果として、日中を在宅で過ごし、ヘルパーや相談支援専門員など限定的な関係での生活がある。改めて、新たな社会資源の開発が必要である。</p> <p>・日常業務から見てきた内容として、支援内容の質の高さを求めてくるだけでなく、支援者に対して仲間感覚や心の繋がりを求めている方が増えている。 自分の考えを整理できないことや、一般的な『普通』と違う考えを持つ大事さを知らない相談者や、意見を言う場が身近にないこと等でSNSに依存してしまい、人との関係が希薄になってしまっている。 話ができる環境の少なさ、仲間を作る機会の減少等様々なことが原因と考えられる。</p> <p>・今まで連絡調整が難しかった相談者がLINEやSNSで連絡が取りやすくなった。その一方で、簡単に色々な人と繋がりを持てるようになりトラブルになることが増加。</p> <p>・増加傾向にある相談内容の特徴                      ①各相談窓口の相談対応者の障がい特性や考え方などの相談。                      ②福祉サービス利用まで至らない、はざまの人達の相談。                      ③重度な障害…重度心身障害者や行動障害のある人の受け入れ可能な社会資源の少なさ。                      軽度な障害…選択肢が多すぎて生きづらくなっている。さらにSNSやネットでの情報が多すぎてしんどくなってしまう。その結果行き場所や居場所が見つかりにくい。                      ネット(sns)とオンラインゲームに居場所を求める(依存)。軽度な障害それぞれの抱える生きづらさ。                      ④障がい児支援の連携                      ・児童施設からの地域移行                      ・精神障がいのある母親の育児支援について(子どもにとっての状況課題:家庭環境、不登校、母の支配下)                      ⑤高齢者世帯支援 支援機関につながるまで、家族が抱え込んできた。                      ⑥社会資源の新規事業所の急増に伴う課題。</p> <p>・意思決定・意思表示支援                      様々な経験の機会を奪われてきた障がい者にその機会を保障し、本人自身が悩み・迷いながら、時に失敗する経験を積み重ね自己決定を繰り返していくことで、本人自身が力をつけるプロセスを導くことをできたことは実績の1つでもある。また、自立生活プログラムや障がい当事者が集まる場を通じて、同じようななかまの存在に安心感をもつことができ、自立生活及び自立への意識向上に結びついてきたのは大きな成果と言える。</p> <p>・古家・空き家も多く、単身世帯・生活保護受給者、町会費を支払っていないことで、地域の住民の把握が困難になっており、回覧板が回らず孤立しがちで、地域とのつながりが希薄になり、そこから、セルフネグレクトや自殺、薬物アルコール等の依存等から、生活に支障をきたし、近隣との問題も発生しがちである。重層的な問題を抱える障がい者と関わる中で、既存の社会資源の活用だけでは解決しきれない多くの生きづらさの現実に直面することで、多職種連携やネットワーク体制を構築してきた。</p>			

事業所名		生野区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	社会福祉士など配置している。	
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	研修の情報共有を行い、積極的に参加している。 研修後は、レポート提出を求め、職員全員で内容を深めている。 内部研修を定期的に繰り返している。	
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	非常勤の職員に勤務日以外に出勤を依頼し、柔軟に対応できるように努めた。	相談件数が多いため、相談できる体制が整わない。 相談件数に対する人員配置が足りない。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3		マニュアルが整備されているが、定期的な確認が必要。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	基礎を押さえた上で、専門的な相談内容については、専門機関と連携をしチーム支援で対応している。	
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	筆談、メール、映像、イラスト、写真、色分け等、わかりやすい方法で個別に対応している。 手話通訳の活用。 話す内容・時間、予定等を具体的に決め対応している。 メール・ライン・フェイスブック等による表現・本人からの発信。	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	繋がる場や地域ケア会議などを活用し、関係機関と積極的に連携し、対応している。	
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	区役所の協力のもと、月2回の選定会議を開催。	困難ケースに対応できる事業所の方よりがある。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	相談支援連絡会を活用したり管轄区の協力を得ている。 基幹センター主催の学習会等開催。	
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	相談者や関係機関の広がりから、一部の状況は把握できている。 ケース会議、地域ケア会議や見守り支援会議などに出席し把握に努めている。	

事業所名		生野区障がい者基幹相談支援センター		
	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアに関する協議、実施を行う包括ランチ連絡会に定期的に参画。</li> <li>・関係のあるケースにおいて地域ケア会議に出席することでニーズ把握に努めている。</li> <li>・生野くらしりセット会議に出席し、個別ケースに対しては連携して取り組んでいる。</li> <li>・在宅介護医療連携相談室やくらしの相談窓口いくの、地域定着支援センター等と連携し個別ケースを対応している。</li> </ul>	
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	研修会や部会報告などの取り組みに努めている。	
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	事例検討にSVを調整し、社会資源について意見交換を行った。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	個別ケースとして府の自立支援センターに地域生活の情報提供を行っている。	
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	ケース会議時、虐待の視点を取り入れて共有している。 虐待研修に積極的に参加し、職員間で共有している。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	個別ケース単位で、必要に応じて差別に関する意識や物事の考え方を伝えている。	

事業所名	生野区障がい者基幹相談支援センター
3-8 その他の取組み	<p>・料理ILP えぼごはん 前年度のILPを振り返りから、「ILPに参加しても、家に帰ってから1人だと料理はしない。」「みんなと一緒にするのは楽しい。」という声を基に、料理をする機会は続けた方がいいと考えた。今年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため、集まることの難しさがあり開催を見送っていた。開催出来ない期間中は、相談者より何度も問い合わせがあった。</p> <p>・交流サロン 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、開催を控えていた。 7月に開催し、参加者とフェイスガードの作成を行ったり、開催時間を短縮するなど工夫を行った。 職場と家の往復だけで家でどう過ごしているかわからない、新型コロナウイルスの感染が怖く通所を休んでいる等、参加者それぞれの状況があることがわかった。</p> <p>・えぼろんていあ(ボランティア企画&amp;外出交流企画) 人により仲間と呼べる価値観は違うが、人との距離を縮めるきっかけとして近い年齢・共通話・目的に向かい同じ立ち位置から取り組むことで親近感がわく等が挙げられる。 “えぼろんていあ”とは、私たちが普段“当たり前”にしていることを参加者と一緒に経験し、楽しむことを目的としたボランティアのことで、年間を通して計画立てて行っている。 新型コロナウイルス感染拡大予防に伴い自粛している事情があり、参加者の人数を制限し、感染予防に配慮した上で10月に生野区スポーツセンターでポッチャ大会を行った。</p> <p>・POWER LIFE ～私の生き方～ (一人暮らし計画) 一人暮らしをしたいと思っている方や、興味のある方を対象に、一人暮らしをする時に必要な物や情報・金銭等を知り、経験することにより自立生活を目指す。 この活動を通し、知識・経験を蓄え参加者自身が一人暮らしの良さに気づき、『私の生き方』を考えるきっかけにする。 個々の状況において、一人暮らしが特別(当たり前にはなっていないこと)なことがあり、悩み・いろんなことを決めていくには想像が難しく、掘り下げていく必要があると感じられた。 一人暮らしをするためのプロセス(悩む支援、気持ちづくり)に個別に話合いや機会づくりを積み重ねた。</p> <p>・広報啓発活動の取組 ア) 人権研修 ①,②について、コロナウイルス感染拡大予防のため未開催。 ①意思決定支援 人権意識を高めるための取組 ②支援者のエンパワメントを考えるための講座「～支援者のエンパワメント～より良い相談支援のために～」 イ) 障がいと高齢の連携研修 (地域課題の取組) 障がいと高齢の連携を強化していくためには、まずお互いの背景や考え方に違いがあることを共有する必要がある。 第1歩目として基幹センターと東生野包括支援センター間での意識共有を図り、小圏域範囲のケアマネージャー・相談支援専門員で勉強会を行った。</p> <p>・連絡会の取り組み 事務局として、グループホーム連絡会や生野区自立支援訪問系事業者連絡会に参加。グループホーム連絡会では感染防止対策や防災の取り組みに力を入れ、生野区自立支援訪問系事業者連絡会では障がいの理解を深めた。各連絡会で、リモートの開催を検討し準備することができた。</p>
4 区における地域課題について	
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	令和2年度生野区障がい者基幹相談支援センター地域課題に対する取組み報告書のとおり

事業所名		生野区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	令和3年7月21日(水曜日)	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特になし
	2	相談支援実績について	精神障害、知的障害のかたなど、どんな差別が多いのかと委員より質問があった。 障害者差別解消法にかかる相談対応として、直接相談は少なく、数字としてあがっていない。 実際は、地域生活をしていくうえで、特に住居物件の契約時には、手帳をもっているからと断られることや書類を必要以上に要求されるケースがあることなど共有した。
	3	業務に対する自己評価について	特に、困難ケース等への対応や地域の社会資源の現状について意見交換を交わした。 委員や計画相談支援事業者から、グループホームなど急増しているが、簡単に退去を言われる現状がある。 生活介護の利用者が、グループホームの「契約は簡単にできるが、突然退去を求められ、迷惑行為のためと説明された内容に驚く話など、の意見があった。
	4	区における地域課題について	・コロナ禍で、特に生活保護の家庭訪問ができていないことや区役所担当職員との連携(提出書類が多い)手続きが煩雑。 ・新型コロナウイルスワクチン摂取について、家族での対な場合に、施設を利用している障がい者の集団接種予約など何かできないか。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>一連の自己評価を行うことで、特徴や課題点が整理でき、今後の支援や計画等の検討の材料になった。</p> <p>自立支援協議会の報告には、自立支援協議会委員に合わせて部会である相談支援部会の委員にも参加していただいて報告を行った。 基幹センター相談業務から見える課題や相談支援事業者連絡会から見える課題と合わせ課題を挙げた。</p> <p>前年度と同様にエンパワメントに重視した支援を行っている点と、相談内容がより困難であり、様々な問題が重なっているケースが増えていること、また包括支援センターやケアマネジャー、区役所の他部署等との多職種連携が増加している。 新規参入の事業所も増え、相談対応に必要な障がいに対する特性や理解を高めていくことが必要である。</p> <p>相談者から見えるニーズとして生きづらい人が増えてきた。 情報が多すぎる現代社会の傾向から、障がいのある方のニーズもこれまでよりも更に生活や生き方も多様化・複雑化してきているので、相談者自身どうしていいかわからないままている。 SNSに依存してしまい、人との関係が希薄になってしまっている。が、本当は話ができる環境や仲間を作る機会を求めている。</p> <p>また、コロナ禍の社会情勢の影響が2020年度は大きい。 この多様化・複雑化している障がいのある方の相談に対して相談機関の対応の質が問われる。 福祉サービスを繋げるだけでなく、区役所での行政の立場・関係機関の立場もあり、どう連携していくか。行政との連携、共有を実施し、みんなで責任をもった対応が求められている。 つながる場(区役所)、包括(地域ケア会議)の活用は積極的にしている。 障がいは法的な場がない。自立支援協議会で検討していく必要がある。</p>	

事業所名		旭区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		令和2年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	特定非営利活動法人あさひ							
	開所曜日	月曜日から金曜日							
	開所時間	9時から17時30分							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業							
	事業所の特長	本地域において、長年に渡り相談支援を行ってきたことにより、区各課(保健福祉、子育て、生活支援、保健活動等)や地域の障がい関係事業所、高齢、医療機関等多くの機関との連携がとれる状態にある。個別支援では特に知的・精神における支援困難と言われるケースへの支援実績が多くある。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員				計	
		専任						0	
		兼務	5					5	
		計	5	0				5	
1-3 専門資格の保有状況		社会福祉主事任用資格、介護福祉士、精神保健福祉士、社会福祉士							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
		発達障がい	随時	随時					
		身体障がい	予約により	予約により					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		私たちは、社会資源の整備や支援の拡充を通して、社会的ハンディキャップを除去或いは軽減させ、社会への参加・活躍を応援し、障がいのある方の豊かな生活づくりに尽力してまいります。また、医療、高齢、教育等の関係機関や民生委員・町会など地域での連体を強め、ソーシャルインクルージョンの実現を推進します。							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
	身体障がい	視覚	3						3
		聴覚	5	2	8	1		1	17
		肢体	43	7	1				51
		内部	2	1	1				4
		計	53	10	10	1	0	1	0
	難病	17	1	9					27
	知的障がい	128	46	29	2	4	4	3	216
	精神障がい	266	133	171		13	74	6	663
	障がい児	96	12			3	12		123
	重複障がい	1							1
その他								0	
合計	561	202	219	3	20	91	9	1105	
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他			合計	
		619件	164件	259件				1042件	
2-2 相談支援に関する分析		障がいの内訳件数では作戦度に比べ難病や聴覚のひりつが増え、全体的な数も少し増しているが、バランス的には昨年とほど変わりはない。支援内容についても専門機関が少し増えているが、概ねこれまでと同じような支援内容である。大きくは変化していないとはいえ、支援件数は年間で200件ほどは増えており、年々基幹センターの周知がすすんでいると考える							

事業所名		旭区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	努めている。本年度は新たに社会福祉士及び精神保健福祉士を持つものを配置した	今後引き続き、専門資格を有するものの配置に努める
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	外部研修にも積極的に参加しつつ、毎月の会議で内容を共有している。また、内部研修も毎月1度行っている	今後も引き続き、積極的な研修参加及び開催に努める
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	職員が常駐している。緊急対応等の理由により万が一かなわらない場合は携帯電話の転送により対応している	
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	それぞれのマニュアルは整備されている。適宜会議でマニュアルの再確認を行っている	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	医療や教育、重度身体、視覚、聴覚と専門性の要する利用者に対して、適切な支援が行える各部門の専門機関等との関係が構築できている。	今後各専門機関との関係の拡充を行う
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	聴覚及び視覚の方が円滑に相談支援等利用が行えるよう、手話、通訳依頼等の手段を講じている	手話のスキルをさらに高める等今後コミュニケーション手段の質を高めている
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	行政機関や医療、教育機関等との連携を強め、支援困難と言われる事例の相談が当センターへと寄せられるような関係作りを進め、それらに積極的に対応を行っている	
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	行っている。自立支援協議会相談支援部会において、各事業所の受け入れ可能状況を把握。加えて、各事業所の特徴も踏まえたうえで選定を行っている	
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	自立支援部会相談支援部会において、毎回制度学習やケース会議を行っている。また、事業所の状況報告の中で困りごと等をあれば挙げてもらうようにしている	
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	障がい関係のみならず、医療やこども、高齢、困窮及び生保等の関係機関との連携が強化されることで、幅広く障がいのあるかた支援に関ることができている。また協議会等で支援を通しての課題を出し合うなどを行い状況を把握している	
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	包括やランチ、くらし相談、就・等様座な機関との連携強化の定例会や個別ケースを通じた連携を行っている	今後も自立支援協議会を中心に幅広い相談機関等との連携強化を進めていく



事業所名		旭区障がい者基幹相談支援センター		
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	コロナ禍の中活発な活動は難しい部分もあったが、リモート開催等活動を止めることなく、会の活性化に努めている。	アフターコロナを見据え、この間活動が停滞気味であった事業所連絡やケアマネ等との合同研修会など具体的な取り組みへの準備をしている
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	本会や各部会においても、社会資源の改善や開発にむけての意見交換の時間を取り入れるようにしている	社会資源開発等については、全体的にまだまだ意見が弱く、通常会議でこれらの課題に大して考える時間を重ね活発な討議となるようにしていきたい
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	地域移行に関わって依頼があれば積極的に対応している。自立支援協議会相談支援部会においても地域移行に関わる学習や推進の時間を設けている	地域移行に関わっては、まだまだ地域の相談支援事業所側の意識もひくく、今後も相談支援部等を通じて移行支援の推進につながる取り組みを進めたい
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	基幹センターとして虐待通報受理、必要に応じて対応をおこ合う機関として意識は共有できている。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	努めている。差別等権利擁護の意識は常に持ちながら利用者等にすする対応を行っている	
3-8 その他の取組み				
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<p>相談支援体制において、旭区においてもこの間相談支援事業所の数は微増を続けており、計画相談利用率も少しずつ伸びていましたが、現在は利用率の上昇もストップし下降に転じています。現計画事業所も新規の受付は難しくなっており、再度相談支援事業所拡大の取り組みが必要となってきています。区内の関係機関との連携では、つながる場が十分に機能しているため、多くの分野との連携は強化されています。しかしながら、支援チームとしての動きはまだ弱く、今後つながる場を通して、それぞれの機関がチームとなって、支援できるような、質の向上を目指していく必要があります。また、毎年挙げている通り、旭区は高齢者率の高い地域であり、8050問題が顕著となりやすい地域です。包括等高齢分野との会議では、介護保険移行ガイドラインの作成も完了し、いよいよ、8050の支援モデルや支援フロー作りを初めて行く予定です。今後アフターコロナにおいては、作成した支援モデルを相談支援事業所やケアマネ等に合同研修等を通じて周知して行く予定です。また、旭区の地域福祉計画ある防災の取り組みや福祉と教育の連携においても、来年度いこうさらに具体的な取り組みとして展開が必要で</p>		

事業所名		旭区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	2021年9月2日	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援実績について	多くの支援をされている。相談件数も年々伸びているよう。障がい関係では、なにかあれば基幹へは十分浸透しているのではないか。包括も同様。相談ルートとして地域からの相談はどうか？今後次の段階として地域の方から相談があれば良いかとおまいます
	3	業務に対する自己評価について	自己評価については、厳しめにつけている印象
	4	区における地域課題について	高齢化に関わる問題や防災・福祉と教育の連携については、まさに区で重点的に取り組んでいこうという課題であり、ともに頑張っていきたい
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		すべての評価項目において、最善はないため今後も質の向上に努めていきたい。とりわけ、地域移行の推進や地域住民への周知には力を入れて行く必要があり、自立支援協議会の活動やセンターのアウトリーチ活動を増やしそれらにつなげていきたい。	

事業所名		城東区障がい者基幹相談支援センター								
1 相談支援事業の概要		令和2年度								
1-1 実施状況について										
	法人名称	NPO法人地域自立支援推進協議会JOTO								
	開所曜日	月曜日～金曜日（祝祭日除く）								
	開所時間	9:00～17:30								
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業								
	事業所の特長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城東区地域自立支援協議会が設立したNPO法人が運営する相談支援事業所であり、区内事業所全体での協働によるネットワーク構築を行っていること。</li> <li>・スタッフに当事者を配置し、当事者主体の相談支援を実施していること。</li> </ul>								
1-2 職員の状況										
			常勤職員	非常勤職員					計	
		専任		2					2	
		兼務	4	1					5	
		計	4	3					7	
1-3 専門資格の保有状況										
		相談支援専門員 7名 ・ 社会福祉士 1名 ・ 精神保健福祉士 3名 公認心理師 1名 ・ 介護福祉士 2名 (上記人数は延べ人数)								
1-4 ピアカウンセリングの実施体制										
		障がい名	実施曜日	実施時間						
		視覚障がい	月曜日～金曜日	9:00～17:30						
1-5 センター業務についての理念・基本方針										
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者・団体・地域・行政を巻き込んだ区独自の障害者支援システムの構築</li> <li>・障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現(地域福祉への貢献)</li> <li>・障害のある人のエンパワメントの確立と地域ネットワーク作り</li> </ul>								
2 相談支援実績										
2-1 相談支援件数										
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	
	身体障がい	視覚	9	4	4	0	0	0	0	17
		聴覚	3	1	1	0	0	0	1	6
		肢体	9	11	1	0	0	0	2	23
		内部	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	21	16	6	0	0	0	3	46
	難病	2	0	0	0	0	0	0	2	
	知的障がい	57	16	16	0	1	3	26	119	
	精神障がい	79	31	35	1	4	35	508	693	
	障がい児	15	9	3	0	0	1	7	35	
	重複障がい	22	2	0	0	3	0	8	35	
その他	8	15	4	0	1	1	3	32		
合計	204	89	64	1	9	40	555	962		
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計				
		744 件	107 件	96 件	6 件	953 件				
2-2 相談支援に関する分析										
		・7割以上が精神障がい者の方からの相談を多数を占めている。								

事業所名		城東区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師の資格を有する者の配置を行っている。	継続して専門的資格を有する職員の確保に努めていく。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	必要に応じ、各種研修に参加しているが、新型コロナウイルスの影響でオンラインでの研修が増えていく中、参加が思うように進まなかった。	職員に対し積極的に研修への参加を進めて行き、専門的な知識等資質の向上に努めていく。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	5	職員動態表を作成し、開所時間中は常に1名以上の者が常駐し、対応できるように努めている。	継続して職員動態表を作成し、職員が常駐し、迅速に対応できるように努める。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備している。	苦情や事故の際には職員が内容を情報共有し、再発防止に気をつける。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	必要に応じ、各種専門機関と連携をし、対応している。複合的な課題を抱えているケースも増え、関係機関が多くなってきている。	継続して関係機関と連携し、相談支援を進めて行く。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	必要に応じて、利用者の希望する方法を取り入れ、点訳やルビ文字・拡大文字対応、メール対応などしている。点字プリンタを導入したことにより、視覚障がい者への情報提供に力を入れた。	相談者の状態に応じた支援を行っており、必要に応じては外部機関の利用も検討していく。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	地域包括支援センターや生活困窮者自立支援窓口等と連携を図り、複合的な支援困難ケースに対応している。また、つながる場などへの参加し、多機関と連携し対応している。	各関係機関と連携と図りながら、さまざまなケースに対応できるようにする。また、地域で活動する方々との連携も必要になってくる。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	毎月選定会議を開催し、多数の意見を参考にし、事業所の選定を行っている。また、急遽、事業所選定が必要になった際にも、相談支援部会から意見を求める等して公平性を期している。	継続して選定会議を実施していき、公正かつ適切に選定を行っていく。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	問い合わせ等においては適宜、情報提供や助言等を行っている。	指定特定相談支援事業所へのアンケートや事業所訪問などを予定しており、相談業務が適切に円滑に行われるよう必要な援助を行う。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	センターの職員が、自立支援協議会における様々な部会に所属することにより、それぞれの視点からの地域課題の把握に努めている。	不足している社会資源の実態把握に努めていく。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	地域ケア会議への参加や障がい・高齢連携フォーラムなどを開催しており、連携強化に努めている。	次年度以降も地域ケアフォーラムを地域包括支援センターと共催するなど、連携を図っていく。

事業所名		城東区障がい者基幹相談支援センター		
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	各部会・運営会議等主体的に取り組んでおり、研修会・講演会等の活動も実施している。部会の活性化により、事業所間の顔の見える関係づくりが出来ている。	引き続き積極的に運営を行っていき、協議会が活性化するように努めていく。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	制度にない資源の創設など協議会部会で検討している。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	病院や施設、区保健福祉センター等からの依頼に応じて対応している。	支援施設等への独自の取り組みを検討していく必要がある。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待案件に関しては関係機関と連携して対応を行っている。	虐待通報があった際には、即時関係機関と連携を図るようにする。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	具体的な相談はほとんどないのが現状である。協議会にて人権研修等を行い、啓発を行っている。	相談先であるという認知度を高め、必要な際には相談に応じることができるようになる。
3-8 その他の取組み				
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<p>相談支援事業所の数は増えているが、新規受け入れのできる事業所が非常に少ない。                  → 独自にアンケートや聞き取りを行うが、人員を相談支援に割くことができないや求人募集をしても応募がない、報酬単価が低く採算が取れないなどの意見が多々ある状態。</p>		

事業所名		城東区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	8月19日	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	定められた人員より、多く配置配置されており、充実されていると思う。
	2	相談支援実績について	精神障害者の方からの相談が多いこと、苦慮されたり、対応に困難を有するケースが増えていることなどがい知れた。
	3	業務に対する自己評価について	さまざまなケースに対応されていると思う。
	4	区における地域課題について	計画相談を受け入れてくれる事業所が増えないと、なんでも基幹センターに相談が入ることにより、基幹センターとしての業務に支障を来さないか心配である。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>多職種・他機関の連携を求められるケースが増えてきており、日ごろからのさらなる関係を構築していく必要がある。</p> <p>新型コロナウイルスが蔓延するまでは、協議会を大規模・大人数で実施し、開催してきたが、形式を変えて行っていかなければならず、どのような方法がいいのか模索中ではあるが、次年度に活発な会議・運営が宇個なえればと思っている。</p>	

事業所名		鶴見 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		令和2年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人日本ライトハウス							
	開所曜日	月・火・水・木・金							
	開所時間	午前9時から午後5時30分							
	同一場所で実施しているその他の事業	[社会福祉事業]・障害者支援事業(自立訓練・機能訓練・施設入所・短期入所)・障害福祉サービス事業(生活介護、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援、指定相談支援:特定・一般・障がい児) [公益事業]・身体障害者等能力開発事業・各種視覚障害関係団体連絡、調整、助成事業・諸外国視覚障害関係機関交流事業							
事業所の特長	障がい領域だけでなく、生活困窮、生活保護、医療、高齢、児童、地域といった様々な関係機関や事業所との横断的な連携によるチームで本人や家族を支える支援体制の構築を目指している。								
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員	計				
		専任	1	0	1				
		兼務	3	2	5				
		計	4	2	6				
1-3 専門資格の保有状況		相談支援専門員5名、社会福祉士4名、精神保健福祉士1名、介護福祉士1名							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
		視覚障がい	適時						
		肢体不自由	適時						
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>[理念]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 公正・健全・透明な事業活動の推進</li> <li>ii) 信頼され、信任を得るサービスの充実</li> <li>iii) 誠実で包容力のある温かいサービスの提供</li> <li>iv) 時代や環境の変化に対応した組織づくり</li> </ul> <p>[基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 基本理念に基づく事業推進を実現すべく「障害者虐待防止・権利擁護に関する委員会」を設置し「法人職員倫理綱領」を策定した。そして当倫理綱領に従い、各事業所ごとに「行動規範」を策定している。</li> <li>ii) 「大阪市障がい福祉計画」の“個人としての尊重”“社会参加の機会の確保”“地域での自立生活の実現”が実現できるよう、権利擁護の視点から虐待防止に関する取り組み、障害者差別解消法を見据えた事業推進を区地域自立支援協議会を生かしながら取り組む。</li> </ul>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	38	4	9	1	2		8	62
	聴覚								0
	肢体	46	11	8			14	33	112
	内部	3				1		1	5
	計	87	15	17	1	3	14	42	179
	難病	1						1	2
	知的障がい	46	14	30		8	7	36	141
	精神障がい	150	34	121	4	30	41	144	524
	障がい児	38	4	3			6	13	64
	重複障がい	15	5	1		2	2	12	37
その他	27	4	3		1	11	27	73	
合計	364	76	175	5	44	81	275	1020	
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		303 件	43 件	136 件	14 件	496 件			
2-2 相談支援に関する分析		全体的な件数や傾向に大きな変わりはない。福祉サービスの利用が望ましい状況にあっても、対人不安や家族の支援拒否など、サービスの利用には至らないケースも多く、支援介入する前段階で信頼関係構築等に多くの時間と労力を費やしている。また、医療、教育、司法など他分野との連携が必要となる機会も非常に多く、個別支援を通して課題を共有し、地域全体のネットワークをより強化していく必要がある。							

事業所名	鶴見 区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価			
3-1 運営体制	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a 職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	社会福祉士、精神保健福祉士有資格者を配置。ソーシャルワーク専門職として専門的な相談援助を展開。社会保険労務士国家試験合格者も配置しており、労働保険や社会保険関連の相談へも対応している。	障害当事者の相談員が少なく、事業運営に当事者の視点が反映されるような体制づくりが課題となっている。
b 各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	法人が実施する内部研修だけでなく、職員個々が所属する専門職能団体主催研修に参加。それぞれの研修成果を職員間で共有するとともに、研修を通じて開拓したネットワークを日々の相談援助実践へ還元している。	コロナ禍において対面型研修が制限される中、オンライン研修への対応が遅れ、参加した研修が例年に比して減少。多様な研修方式に対応できるような環境整備が課題となった。
c 開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	3	開所時間中は職員が常駐できるよう勤務体制を工夫。職員不在時には法人本部が1次的な窓口対応を代行し、帰所した職員が即時の折り返し対応を心がけた。	配置職員数には限界があり、訪問相談や他機関が主催する会議への参加など、外出での業務が多く、どうしても物理的に職員不在となる場面は避けられなかった。本年度より職員が加配となり、このような課題が解消できるよう基盤が整備されたと考える。
d 苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	法人が運営する全事業共通の苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等が整備されており、これらマニュアルに沿った業務実践を展開。「ヒヤリハット事案」についても全部署で内容が共有され、将来的な事故に至らないよう「不適切な関わり」を未然に防ぐ体制づくりを怠っていない。	各種マニュアルの基盤となる「職員倫理綱領及び行動規範」については、例年職員全体で内容を再確認する研修機会を設けていたが、コロナ禍の影響により中止せざるを得なかった。あらためて研修方式を工夫するなど、業務実践の拠り所となる価値の共有化をはかる。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施			
評価点	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a 3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	相談支援において障害種別や特性に配慮することは肝要であるが、反面「障害」からアプローチすることで「医学モデル」の支援に陥らないよう留意。常に「障害者」ではなく「生活者」への支援を心がけている。そのため、支援プロセスにおいても「障害」の枠を超えて、年齢や属性にとらわれることなく、本人の「生活」にかかわる多様な機関、団体と連携協働している。	支援ネットワークの構築にあたって、柔軟で想像的な働きかけに努めているが、専門機関との関係に偏りがみられるため、今後はインフォーマルな団体や住民組織とのつながりの強化を図りたい。また、LGBTQや対日外国人などを念頭に、多様性への意識付けをより深めていく。
b 手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	法人事業の成り立ちや蓄積された実践経験から、視覚障害に対しては個々の見え方の細部にわたった配慮が可能となっている。その他の障害に対しては、個々のケースに応じて、よりわかりやすいコミュニケーション手段の確保に努めた。	デジタルデバイスを利用することで、映像を効果的に活用し、発達障害や知的障害の方々への情報提供が円滑に行えるよう環境を整える。また、手話通訳が可能な職員の配置を検討することで、様々な障害種別に対応した相談体制の充実を目指す。
3-3 困難ケース等への対応			
評価点	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a 複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	「8050」、「ヤングケアラー」、「触法障害者」、「ゴミ屋敷」などいわゆる「困難ケース」に対して、個別化された相談援助を展開。その際、法律関係の専門職や不動産業者、医療機関、学校等と協働し、債務整理や新居確保、生活再建に支援介入した。	コロナ禍の影響を受けて多くの地域行事が中止され、日常的な地域住民との関わりの機会が減少。自宅閉居などのケースでは地域住民との連携が不可欠であり、積極的なアウトリーチを進めていくためにも、地域とのつながりの回復が課題となっている。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組			
評価点	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a 区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3	地域自立支援協議会相談支援部会においてケース選定会議を実施。同部会には鶴見区内の全計画相談支援事業所が集まり、個々のケースについて詳細に情報を共有した上で、支援課題を整理。計画相談支援事業所の分担を決定するだけでなく、「計画相談支援」との制度的枠組みにとらわれず、柔軟に支援の方向性を検討した。	鶴見区では計画相談支援事業所の絶対量が少なく、新規事業所の開拓、事業参入しやすい環境づくりが課題となっている。資源の拡充に向けて、事業所を対象とした説明会の開催や潜在的相談支援専門員の把握、後方支援体制の強化をはかる必要がある。
b 地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	昨年度より導入された障がい者相談支援専門員初任者及び現任者研修におけるインテラル課題にあたって、当該研修参加者へ適切なスーパービジョンを行った。また、「困難ケース」に対応している相談員へは単に情報提供だけでなく、基幹相談支援センターが主体となってケアカンファレンスを招集。支援課題の整理、支援方針の検討を援助した。	個々の相談援助実践に対して、後方から支援を行うだけでなく、日々の相談援助業務において相談員が抱く葛藤やジレンマに寄りそい、バーンアウトを未然に防止できるような環境づくりを目指す。
c 地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	2	相談援助実践事例については事例報告としてまとめ質的に分析することで、同種の課題を抽出し、地域の全体像を考察。地域自立支援協議会相談支援部会では相談員間で活発な情報交換がなされ、現状の地域課題を分析、共有している。	障害当事者団体との関係性が希薄であり、当事者から直接意見を集約できるような体制整備が課題となっている。



事業所名		鶴見 区障がい者基幹相談支援センター	
d	<p>地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。</p>	4	<p>そもそも基幹相談支援センターが支援介入するケースは複雑で重層的な課題を抱えており、他の専門機関との連携協働なくして支援を実施することは困難である。そのため、日常的に地域包括支援センターや社協見守り相談室、こども相談センター、地域定着支援せんたー等とのネットワークを活用して支援を展開している。特に「8050」や「ダブルケア」のケースでは、基幹相談支援センターが家族ソーシャルワークの中心的な役割を担っている。</p> <p>個別の援助実践（マイクロレベル）において形成されたネットワークをメゾレベル（地域づくり）に活用することで、地域全体の福祉力強化を目指していきたい。</p>

事業所名		鶴見 区障がい者基幹相談支援センター		
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	区役所担当者と連携しながら全体会、各部会を円滑に運営。自立支援協議会と共催した研修会では、テーマ設定や講師の選定、当日の進行など全ての過程において中心的役割を担った。	事業所部会で企画していた事業所交流会、研修会等がコロナ禍の影響により中止せざるを得なかった。定例会議においてもオンライン化を進めることができず、全体的に活動規模、内容を縮小することとなった。感染予防対策を確保することで、自立支援協議会の活動が停滞しないような取り組みを検討する必要がある。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	自立支援協議会と共催した研修会では「ヤングけあらー」をテーマに設定。既存の社会資源、サービス支援体制では見逃されがちな存在に着目し、サポートネットワークの構築や資源の開発について課題を共有できた。このように分野横断的に制度の網の目から零れ落ちそうな様々な課題について、常に情報発信を心がけた。	多様な社会問題に焦点を充てるだけでなく、サービス種別を超えて事業所の事業運営が健全に維持できるよう、相互の協力体制強化をはかる。既存の資源が安定的に機能することで、補強すべき課題に取り組む基盤を整備する。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	様々な事情で精神科に入院している方や、交通事故による頭部外傷のためリハビリ入院が長期化していた方々などが、円滑に在宅生活へ移行できるよう入院期間中から医療スタッフ、関係機関、支援者らと連携協働。繰り返しカンファレンスを行うなどして、本人が安心して地域生活が送れるよう支援体制を構築していった。	長期間施設に入所している方々が地域生活を具体的にイメージし、施設から地域へ移行できるような積極的な介入が課題となっている。そのためには本人の意思形成から働きかけ、意思決定、意志表現のプロセスに丁寧に寄り添うことが求められ、日常的に施設支援者と関係を形成していくような取り組みが必要であろう。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待通報へは迅速に対応し、行政と連携協働しながら被虐待者の保護にあたっている。例えば家族による身体的虐待のケースでは、家族との分離に向け医療機関への入院を経て、入居先を確保。また、家計を一にする世帯における経済的虐待などでは当事者間に虐待との認識がないケースがみられ、虐待当事者が不適切な関わりにつづけるよう積極的に介入した。	虐待を未然に防ぐことを目的に、家族という関係性にのみ課題が潜在化しないようアウトリーチへの取り組みや、家族の介護負担を軽減できるよう適切なレスパイトケアの実施をはかる。また、近隣住民からのSOSを察知できるような住民組織との関係づくりが課題と考えられる。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	コミュニケーションのつたなさから近隣トラブル、警察通報に至ったケースについて、本人の想いを代弁するよう心がけ、本人が市民としての権利を当たり前享受できるように仲介した。複雑なケースでは、法人法律顧問にコンサルテーションを求め、本人の権利が不当に侵害されないよう努めた。	本人自身が差別的な扱いを受けていることに気付いていないケースについて、積極的に介入。社会生活場面において個々の障害に対する合理的な配慮が提供されるよう啓発活動へも取り組みを拡大していくことが課題と考える
3-8 その他の取組み		<p>2015年の事業受託以来、地域のノーマライゼーションの拠点として、人々が尊厳を認め合い、住み慣れた地域の中で、安心して共に暮らせる社会の創造（ソーシャルインクルージョン）の具現化を目指し、ソーシャルワークの価値や倫理を基盤に、「個を支える援助」と「個を支える地域づくり」を総合的に推進してきた。2020年度も個別の援助においては、数多くのいわゆる困難ケースに支援介入した。例えば「高齢の母親による難病の子への虐待事案」、「家賃滞納により自宅退去を求められたケース」、「主たる介助者の急死にともなう緊急支援」、「刑事事件の加害者の拘置所収監時からの支援」など、広範囲のソーシャルワークを展開した。区センター内に開設したサロンは、緊急事態宣言発出期間を除き、グループワークを月1頻度定期開催し、当事者間のつながりや参加の拡大を支援するとともに、地域の関係団体、事業所が交流やカンファレンスの場所として使用した。コロナ禍の影響により地域の各種イベントの開催が見送られる中、鶴見区社会福祉協議会と共催してきた「先生のための福祉教育講座」も中止し、学校現場での福祉教育プログラムも区内1校での開催に留まった。さらに鶴見区地域自立支援協議会の活動も制限を余儀なくされ、準備を進めていた講演会・交流等のイベントはいずれも直前に中止の判断に至った。このような状況にあっても、相談支援部会は定例開催され、地域で暮らす障害のある方々へ切れ目なくサービスが安定供給されるよう努めた。一方、相談援助専門職のスキルアップを目的に主催してきた研修会、社会福祉士養成のための現場実習は例年通り実施し、大学・専門学校等からの講師派遣要請にも適宜対応した。</p>		
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
<p>鶴見区は、平成2年開催の「国際花と緑の博覧会」以降、地下鉄長堀鶴見緑地線の延伸、JR東西線、JR大阪東線の開通東野田茨田線(鶴見通)の拡幅など交通利便性の向上につれて、公営・民営住宅の新築・建替が進み、ファミリー層を中心に人口増加が顕著になった。そのため、障害福祉分野においても障害のある子の支援、子育てにかかわる相談の充実が求められる。しかし、他区と比べ、とりわけ障害児相談支援の利用率が低く、相談支援専門員の増員や同専門員に対する後方支援体制の整備に取り組まなければならない。また、コロナ禍の影響を受けて、住民主体のイベントや地域行事の多くが中止を余儀なくされ、地域のつながりや福祉力の低下が懸念される。今後の感染状況を注視しながら、世代を超えた住民同士のつながり、地域づくりへの参画を促進できるような「仕掛け」を再構築しなければならない。長期間に及ぶコロナ禍での生活によって失業、住居喪失、健康不安、生活苦等の困難が、個人や世帯に連鎖的に起こり、累積していくことが危惧され、より一層子ども・高齢者・障害者等の領域を横断した包括的な支援ネットワークの活用が期待される。</p>				

事業所名		鶴見 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	2021年7月15日(木)	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特になし
	2	相談支援実績について	特になし
	3	業務に対する自己評価について	<p>・福祉系に限らず、各種専門職有資格者が配置されており、幅広い相談に対応可能な状況にあることを区内他事業所へも周知しておくのが望ましいのではないか。基幹センターの機能を公開することで、事業所側も助言を求めやすいのではないか。</p> <p>・昨秋、地域自立支援協議会と共催した『ヤングケアラー』をテーマとする研修に参加し、その後の実践場面においてこれまで見逃してきたヤングケアラーの存在に気づけるようになった。家族構成員全体を見渡し、支援の網の目から漏れている人たちを適切な支援につなげていくことの重要性を意識するようになった。</p>
	4	区における地域課題について	<p>鶴見区では計画相談支援事業所の絶対量が少なく、相談支援体制の拡充が課題となっている。こうした現状を踏まえ、本年度後半に計画相談支援事業所の立ち上げを支援する目的で、地域自立支援協議会相談支援部会と協働して『計画相談支援事業の運営、支援展開』に関するセミナーの開催を準備しており、委員より地域の福祉力向上に向けた取り組みとして期待するとの意見が示された。</p>
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>個別の支援では困難ケースへの対応、多職種連携など専門的相談援助実践について一定の評価が得られた。一方、コロナ禍の影響により地域のつながりが希薄となる中、地域の中核的な相談支援機関としてネットワークの再構築、地域の福祉力向上に注力していかなければならないことを再認識できた。また昨年開催した研修『ヤングケアラーへの支援』のように、常に幅広く社会問題をとらえ、様々な「いきにくさ」を抱えた方々に対して支援が行き渡る契機となるような活動に取り組んでいきたい。</p>	

事業所名		阿倍野 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		令和2年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	特定非営利活動法人 燦然会							
	開所曜日	月曜日～金曜日(祝祭日除く)							
	開所時間	9時～17時30分							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業							
	事業所の特長	地下鉄御堂筋線昭和町駅下車すぐの文の里商店街内に事務所を設けています。商店街内に設置することで、地域とのつながりや地域への参加を目指し取り組んでいます。また、身体障がいの当事者を配置し、年に数回サロン等を実施している。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員					計
	専任		2						2
	兼務		2						2
	計		4	0					4
1-3 専門資格の保有状況		相談支援専門員 3名 ・ 介護福祉士 1名 ・ 鍼灸師 1名 (数字は延べ人数)							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
		肢体不自由	月曜日～金曜日	9時～17時30分					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>次のような基本方針をもって、センター運営を行っている。</p> <p>1.障がいのある方が自己決定、自己選択による各々の自己実現を最重視し、その方らしい生き方の実現に向けて支援する。</p> <p>2.障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。</p> <p>3.行政、事業所、団体等地域社会との円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築に務める。</p> <p>4.支援者同士の顔の見える関係づくりに励み、地域で暮らす障がい児・者により良い支援が行われるように、地域自立支援協議会の活性化(専門部会の創設等)に取り組む。</p> <p>5.障がい・難病等への対応ができる総合的な窓口になれるよう職員の資質向上に日々務める。</p>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	2	0	0	0	0	0	1	3
	聴覚	0	0	0	0	0	0	2	2
	肢体	22	1	0	0	0	0	32	55
	内部	4	0	0	0	0	0	6	10
	計	28	1	0	0	0	0	41	70
	難病	2	0	0	0	0	0	5	7
	知的障がい	77	3	5	0	3	3	224	315
	精神障がい	174	15	23	0	2	15	330	559
	障がい児	54	5	3	0	5	2	28	97
	重複障がい	30	5	3	0	2	0	138	178
その他	13	4	1	0	3	0	39	60	
合計	378	33	35	0	15	20	805	1286	
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		897 件	105 件	258 件	11 件	1271 件			
2-2 相談支援に関する分析		<p>電話・メールでの問い合わせが多く、知的・精神がともに4割で身体は1割にもいかず、重複が2割ぐらいになっている。</p> <p>サービス利用に関わるものは3割、生活に関わる相談が6割強である、権利擁護・専門機関の問い合わせなどが1割、サービス利用に関しては計画相談へ移行するケースが多いが、生活相談などは継続している。</p>							

事業所名		阿倍野 区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	介護福祉士・鍼灸師の専門資格を有するものを配置している。 現在職員が、精神保健福祉士の勉強の為に学校に通っているサポートをしている	専門的資格の取得については、今後も職員に対し専門分野へのサポートを法人として取り組む。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	専門研修(医療・強度行動・地域移行定着など)基幹センター職員研修・成年後見研修・人権虐待研修・地域生活指導員養成研修などへの参加している	職員に対し、積極的に参加は促しているが、今年度はコロナ禍で参加できる回数とリモート参加ができない事もあった為、リモート環境を整えていく
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	職員の動態表をわかる様にし、開所時には常に対応できるようにしている。 専門員以外の事務員を配置も行っている。	コロナのような非常時に対し、法人と対策案を密になれる体制を確保しておく
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	各種マニュアルの整備・運用に関して適正に行っている。 法人での規定と各事業所での取り組みを管理。 今年度新型コロナウイルスにおいても、マニュアルの整備を行う。	マニュアル整備に関しては、早急に法人内にて体制整備を行う。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	専門機関との連携調整をしている。 複合的な相談もあり、その他関係機関との調整も行う。	継続し関係機関との連携性の強化と連携システムの構築に努める
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	必要なコミュニケーションのツールを使い対応している。通訳介助・筆談・メールなど	手話・点字ができる職員がいない為に希望するコミュニケーションでない時があるが、必要に応じ対応していく。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	区内相談事業所からの相談にも対応し、複合的な課題に関し、区役所・地域包括・社協等と共に連携している。 区内以外の関係機関との連携(刑務所・保護観察所・警察等)	長期化している事例に対し連携していくように努める。 継続し関係機関との連携性の強化と連携システムの構築に努める
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	選定依頼があれば適正かつ公正に行っている。 相談支援部会での空き情報も活用	今後必要であれば、選定会議も考えていく。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	後方支援として、必要な情報提供や助言は行っている。 困難ケースに関しては担当者会議にも積極的に依頼があれば参加している。	新規事業所に関しては、センターの役割を説明し、適正にかつ円滑にできるように援助できるようにしていく。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	自立支援協議会・区役所と共有することにより、資源の少なさをカバーしている。 コロナ禍により、共有方法がメールなどになってしまっている。	区内の連携を積極的に働きかけることで、社会資源の課題・地域課題に向け把握整理していく必要性がある。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	5	地域ケア会議の参加や高齢・障がい福祉合同連携会・研修など行い、相談支援機関に限らず、横の見える形を区内でも開催している。 つながる場・要対協からの依頼があれば参加している。	各相談機関がリモートでの会議により参加しやすくしているが、センターとしての設備が1台に限るので、リモート環境を整えていく。

事業所名		阿倍野 区障がい者基幹相談支援センター		
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	協議会への参加は主体的に取り組んでおり、専門WGにも参加。協議会運営を円滑にできるように、各部会などでの共有を図った。コロナ禍で区役所と共に感染予防対策を行いながら務めていた。	コロナ禍で運営自体ができないことがあった。今後の事も含め、適正に運営できるよう務める。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	コロナ禍により、協議会の運営がほとんどできなく改善・開発はできなかったが、リモートでの取り組みも考えられる事ができた。	今後webでの情報など改善・開発が必要になっている。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。		触法関係での取り組みと病院からの地域移行は行っていた。	今後も関係機関と連携をしていく。地域相談の事業所も増えており、そこに対して連携強化を図る。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。		区役所への通報や区各課との連携をとっている。虐待・人権擁護研修に参加している	関係機関との連携強化の改善を図る
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。		人権問題に対し、十分に傾聴し、助言や提案を行った。視覚障がい者向けのハザードマップに対し早川福祉会館と協力	啓発・相談として幅広く行う必要があり、地域でのセンター周知を広くすることにより、様々な相談ができるように努めていく。
3-8 その他の取組み				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の障がい者向けに、当事者スタッフのサロン開催 コロナにて中止</li> <li>・住之江支援学校合同説明会への参画</li> </ul>		
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の受け入れ先が少ない。児者ともに</li> <li>・地域差が出ているが、80-50での問題が増えてきており、今後も増加する事が見込まれている、相談機関の連携強化と制度理解などが高齢・障がいともに必要になってくる。</li> <li>・各事業所の人材不足、人材育成などの研修などが必要になっている。</li> <li>・協議会の情報や連絡確認などのツールが少ない為、周知など不十分になっているかもしれない、HPなどwebでの情報公開なども考えて行かないといけない。</li> </ul>		

事業所名		阿倍野 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	協議会本会 7/28	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特に特記することはない
	2	相談支援実績について	コロナ禍で、コロナでの相談がしていいのかわからなかった事があり、区などに相談をしたら基幹も相談に乗ってもらっていると部会内で報告はあった。
	3	業務に対する自己評価について	自己評価が低くもう少し、点数が高くていいのではないかと。コロナ禍でも協議会運営などに積極的開催を運営をしてくれ、全体で不慣れなICTも開催にいたる。コロナ禍ではあるが、相談に乗ってもらえる体制は整っていた。
	4	区における地域課題について	今回事例検討ができなく、地域課題の選出までできなかった
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
			<p>コロナ禍で制限がある中でも、報告での評価が高く良かったのかと考える。</p> <p>基幹業務に対しては、他機関との連携などは今後も不安にもなる。その中での困難ケースなどに対しては、職員の感染対策などの注意があり、職員からのしんどさも目に見えていた状態。</p> <p>協議会では、少しずつICTの活用を進んできたが、まだまだ不慣れであるが今後も継続し感染対策などがもし終わっても、ICTの特徴がいかしていく必要があると思う。</p>

事業所名		住之江 区障がい者基幹相談支援センター								
1 相談支援事業の概要		令和2年度								
1-1 実施状況について										
	法人名称	特定非営利活動法人 自立生活夢宙センター								
	開所曜日	月曜日から金曜日								
	開所時間	9:00~18:00								
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業 指定居宅介護事業 指定重度訪問介護事業 指定自立生活援助事業 指定同行援護事業 地域生活(移動)支援事業 指定生活介護事業								
	事業所の特長	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい当事者が主体的に運営をおこない、障がい者スタッフが「ピアカウンセリングや自立生活プログラム」を実施している。</li> <li>地域の中で障がい者が堂々と安心して自立生活を目指せるように、様々な機関と連携し、あらたな社会資源を発掘していけるよう地域交流に積極的に取り組み、様々な角度からエンパワメント支援をおこなっている。</li> </ul>								
1-2 職員の状況										
			常勤職員	非常勤職員	計					
		専任	3		3					
		兼務	1	1	2					
		計	4	1	5					
1-3 専門資格の保有状況		社会福祉士3名 介護福祉士2名 精神保健福祉士1名 介護支援専門員2名 点字技能士1名								
1-4 ピアカウンセリングの実施体制										
		障がい名	実施曜日	実施時間						
		身体障害/難病	毎日	随時						
		精神障害/統合失調症	毎日	随時						
		身体障害/視覚障害	毎日	随時						
		身体障害/脊椎損傷	毎日	随時						
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>住之江区は地域自立支援協議会を中心とし、相談や社会資源の活用が円滑に進められてきており、この基盤となるネットワークを生かしながら、現在構築されている相談ネットワークがより充実したものとなるよう、毎月、相談支援会議(障がい・高齢・子どもの総合相談、地域支援会議、相談支援事業者連絡会)の開催を中心に担っています。</li> <li>随時の訪問・電話相談や虐待ケースの受付、コア会議への参加、差別解消に向けたアプローチも積極的に行います。</li> <li>複合的な支援が必要な家庭も年々増加していることから、障がいの居宅介護事業所や日中活動等事業所のみならず介護保険事業者からの相談にも積極的に応じ、区役所・地域包括支援センターとも連携し、会議の開催や訪問対応など相談ネットワークを充実させます。</li> <li>地域の中で支援につながる事の出来ない障がい者や、障がい者と住民とのトラブル等も、区役所・地域包括支援センター・見守りあったかコーディネーター等と連携しアプローチを進めています。</li> <li>区役所と連携し、区内の資源の開発や啓発活動も積極的に行ってまいります。具体的には学習会やセミナー等の開催、障がいに理解のある民間業者とも連携し、新たな資源の開発を考えている団体とのつながりも行います。</li> </ul>								
2 相談支援実績										
2-1 相談支援件数										
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	
	身体障がい	視覚	1	3	1	7	2	1	0	15
		聴覚	0	0	0	0	1	0	0	1
		肢体	51	51	51	45	12	6	0	216
		内部	0	1	0	0	0	0	0	1
		計	52	55	52	52	15	7	0	233
	難病	1	7	1	0	3	1	0	13	
	知的障がい	71	53	67	0	24	7	0	222	
	精神障がい	78	64	63	17	19	11	0	252	
	障がい児	0	1	0	0	0	0	0	1	
	重複障がい	17	19	18	12	1	3	0	70	
その他	0	1	0	0	0	0	0	1		
合計	219	200	201	81	62	29	0	792		



事業所名		住之江区障がい者基幹相談支援センター				
②受付方法別件数	電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計	
	518 件	186 件	65 件	0 件	769 件	
2-2 相談支援に関する分析		<p>相談件数については、8050問題や地域の中で孤立し支援に繋がらず、近隣とのトラブルが起きているケースについての相談対応が増加してきており、介護保険事業所との連携、地域包括支援センターや見守りあったかコーディネーターとの協働、つながる場の活用等取り組んできた。指定の相談事業所は微弱ながら増加してきており、自立支援協議会の部会との共催の研修会や勉強会、時には事業所へ訪問しケース検討するなど、相談員の資質向上に向けた取り組みを行った。</p> <p>支援学校連携会議をはじめとした、就職後の進路の拡充に向けて支援学校側との連携も強まり、事業所合同説明会の開催や、社会資源情報シート(日中活動調査シート)を協働し作成中である。また、区内の障がい者支援施設からの地域移行に関する相談や触法障がい者への支援についての相談等も増加しつつある。</p>				

事業所名		住之江 区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のみならず、当事者相談員の配置を行っており、相談者に寄り添いながら、様々な地域からのニーズに対応している。	引き続き当事者性を発揮しつつ、幅広く人材配置に努めていきたい。配置替え等に備え、資格要件を満たした従事者に、相談支援従事者初任者研修受講をより推進していきたい。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	毎日、情報共有を図る場があり、また週1回以上のコア会議、月1回の定例会議、法人全体会議と共有の場を設けている。研修会はコロナ禍でリモートばかりだったが、積極的に参加した。	引き続き資質向上に努め、また、より専門的な分野の研修会に参加していきたい。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	法人としての事務局、計画相談支援の事業所としても兼ねており、受付できる職員が常駐し、担当者への連絡もスムーズに行えている。	引き続き迅速に対応に努めていきたい。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	各種マニュアルは整備されており、適切に運用されている。	適宜見直し等も行い、引き続き適切な運用に努めていきたい。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	様々な相談に対応できる当事者相談員がおり、その見地から連携機関の把握も出来ているため、専門機関の情報提供もスムーズである。	引き続き努めていきたい。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	点字および簡単な手話のできる職員を配置しているが、ニーズが少ない。情報保障としてテキストデータや拡大文字などで情報提供を行うなど、障害特性に応じた対応を心掛けている。	様々なコミュニケーションツールの活用や相談員のスキルアップ等、相談者への対応を充実させていきたい。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	毎月、地域自立支援協議会の相談支援部会・事業者連絡会を軸として高齢・障がい・子どもの相談対応と事例の共有が出来ている。地域包括支援センターからの相談も増え、積極的に事例へと対応を行っている。	引き続き努めていきたい。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	選定依頼として区から上がって来ないが、相談支援部会の中で検討は行っている。相談者の特性や内容に応じ、区役所と連携を図りながら、中立的に相談事業所に繋ぐことは円滑に出来ている。	選定会議をどのように設定していくか検討中。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	各相談支援事業所からの相談が多く寄せられている。基幹センターとして同席するケースも多く、とりわけ新規事業所からの相談には、助言や情報提供を積極的に行ない、後方支援体制は確立されている。	引き続き努めていきたい。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	住之江区在住の障害当事者が相談業務を担い、地域に出向いて訪問相談を行うことで、障害者の視点にたった地域の現状や課題を把握しながら活動を進めている。また、高齢・障がい・子どものなんでも相談会を、昨年度から南港地域にも拡大し、地域で孤立化した障がい者の複合困難事例にも対応した。	引き続き努めていきたい。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	地域包括支援センター連絡協議会があり、その運営委員に参画している。連携は年々深まってきており、8050問題の事例等の相談も多く、連携しながら対応に努めている。	引き続き努めていきたい。

事業所名		住之江 区障がい者基幹相談支援センター		
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	自立支援協議会で座長を務め、主体的に運営を行っている。自立支援協議会での各種部会(精神保健ネットワーク部会、当事者部会、相談支援部会)活動にも積極的に参画している。当事者だからその防災取り組みや学校訪問など協議会のつながりを増やしている。また、部会との共催で研修を実施している。	引き続き努めていきたい。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	支援学校連携会議に参加し、就職後の進路の拡充に向けて支援学校側との連携も強まり、事業所合同説明会の開催や、社会資源情報シート(日中活動調査シート)の作成への協力等、社会資源の開発に努めている。	引き続き努めていきたい。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	4	法人として施設訪問・地域移行の取り組みは当初より積極的に行っており、また施設や病院からの支援依頼も増加傾向にあり、積極的に対応している。	住之江区内の事業所への積極的な移行支援取り組みへの参加を促していきたい。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	虐待か否かを考える検討会議・勉強会を随時行い、虐待の通報窓口としての意識の向上に努めている。虐待疑いなど含め、区役所の担当者との連携を行ってきている。	引き続き努めていきたい。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	差別については、当事者として積極的に解消に取り組む事業体であり、当事者の側に立ち、しっかりと傾聴のうえ、対応策の提案や助言等、対応を重ねてきている。	引き続き努めていきたい。
3-8 その他の取組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>●住之江区4地区包括との連携強化、包括の会議にも招聘されている。ケアマネージャーや介護保険事業者の研修会や交流会にも参加。</li> <li>●コロナ禍でのリモート会議を推奨し、リモートのセッティング等の対応を現地に赴くなどして行った。</li> <li>●なんでも相談会の開催場所を、区役所の交流スペースで毎月行った。また孤立しやすい地域でもある、南港地域でのなんでも相談会を開催している。</li> <li>●相談支援従事者研修への講師派遣も継続して行い、相談支援の拡充に努めている。</li> </ul>		
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		<p>災害取組を引き続き行っている。避難所の在り方や地域の理解という観点も踏まえて、地域の防災訓練に障がい者スタッフが積極的に参加し、障がい者に必要な支援を地域の人々とともに作り上げていく必要がある。</p> <p>引き続き8050問題は非常に深刻であり、大型マンションの多い地域性も重なり、湾岸地域では特に孤立化が顕著である。市営住宅やURが多い南港地域からの相談依頼は増加する一方で、近隣とのトラブルに発展するケースも多く相談内容も多岐にわたり、障がい福祉のみならず、介護・医療・法律など複数の機関と連携を強化・支援していく必要がある。</p> <p>相談事業所は微弱だが増えてきているが、相変わらず相談員1名の事業所が多い実情。一方で複数の相談員を雇用する事業所も現れつつある。計画依頼も比較的につながりを行いやすくなっている。この間の報酬の見直しも、1名事業所の補填も叶うようになり、少しずつではあるが相談支援体制の拡充がみられてきている。継続した事業所へのサポートの充実が望む。</p> <p>ヘルパー・支援員等の人員不足による慢性的な受け入れ先不足も深刻で、必要なサポートが受けられないケースも相変わらず出ている。</p> <p>コロナ禍でさらに複雑化する相談内容に対応するために、専門的な知識やネットワークを構築する必要性が高く、それらを取りまとめる支援力を形成できる人材の育成も課題である。</p>		

事業所名		住之江 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	6月17日
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	人員の問題もあるかと思うが、緊急度の高い相談対応について検討してほしい。引き続き、新規事業者立ち上げ支援、各事業所のフォローアップや研修等による相談員のスキルアップに尽力願いたい。 障がい者とその家族の困りごとの身近な窓口として、地域の相談支援の中心として積極的な対応を期待している。
	2	相談支援実績について	支援の難しいケースに幅広く対応してくれているが、もう少し関わりを増やして対応してもらえていて助かる。地域の事業所の情報や専門機関の紹介等、情報収集が助かっている。高齢分野と連携しながら相談対応されているのがよくわかった。障がい児分野との連携についても期待したい。
	3	業務に対する自己評価について	評価点は適正とも思うが、さらに地域とのつながりやアウトリーチを深めてほしい。 各事業所等への後方支援については、どのような部分まで可能なのか、具体的な中身を示してほしい。コロナ禍で難しい点もあるかと思うが、様々な研修会の機会を検討してほしい。
	4	区における地域課題について	児童～高齢まで、切れ目なく孤立化することなく支援できるように、地域のネットワークを構築する必要がある。分野別にまだまだ分かれ過ぎている。 南港地域の支援については、区役所・地域包括支援センター・見守りあったかコーディネーター等、関係機関との連携を密にし、対応して欲しい。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>コロナ禍で会議がリモートとなり、顔を合わせた会議が出来ない中で、ネットワークをより深めていくことについては、非常に難しい1年であった。</p> <p>相談事業所も新規事業所も増え、相談のつなぎ役となることが多くできた年でもあった。</p> <p>今後も支援のフォローアップを進め、事業所に二人目、三人目の相談員を確保してもらえるよう、より他事業所の後方支援活動にも尽力していきたい。</p> <p>日中活動事業は増加傾向にあるものの、居宅事業については昨年度同様減退がみられ、今後施設や病院からの地域移行を推進していく上でも、近隣区にも支援体制を広げていくことが必要と考える。</p> <p>今後も地域自立支援協議会を中心として、議論を重ねながら、地域の支援力を増進していけるよう、様々な機関と連携していき、障がい当事者の住みやすい住之江をつくっていききたい。</p>	

事業所名		住吉区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		令和2年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人あいえる協会							
	開所曜日	月・火・水・木・金							
	開所時間	9:00-17:30							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障がい児相談支援事業							
	事業所の特長	<p>障害者が地域で自立生活が続けていけるよう、各事業所・行関等とネットワークを築いて、「地域であたりまえに暮らす、本人中心」の支援を軸にすることを基本とし、それぞれの障害特性も意識した相談姿勢をもって取り組んでいます。また各指定相談支援事業所の後方支援やサポート、運営面でのフォローも行いながら、必要な情報提供を随時行うとともに、地域自立支援協議会にも主体的に参画しています。また、必要に応じて当事者スタッフによるピアカウンセリングも行っており、従事する職員も重度身体障害者の介助技術を一定習得しています。</p>							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員					計
		専任		1					1
		兼務	7						7
		計	7	1					8
1-3 専門資格の保有状況		8名中、内社会福祉士1名、介護福祉士5名、相談支援専門員6名							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日						実施時間
		全身性障害	随時						11:00-16:00
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>当センターではどんなに重度の障害者でも地域で生活できるような支援を行っていくことを目指しています。</p> <p>地域で生活をしている障害者、これから地域で生活をする障害者が福祉サービスを円滑に利用できるように支援を行います。自立生活には福祉サービスの利用援助だけでなく多岐に渡る生活支援が必要です。ニーズを聞き取る場所からサービスの調整や制度利用の手続きのための同行支援、様々な経験を積むためのILP(自立生活プログラム)の実施など、本人らしい生活を作っていくために支援を行います。</p> <p>また地域自立支援協議会では行政や他団体とネットワークを作っていくとともに、必要な社会基盤の整備を進めていきます。障害者虐待についても防止・緊急対応を行なうために地域のネットワークを強化していきます。障害者への直接支援だけではなく、住吉区で障害者が安心して生活できるように基盤整備を行っていくとともに、地域移行への仕組みづくりにも力を入れていきます。</p>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	27	12	6	0	0	0	1	46
	聴覚	7	3	11	0	2	0	1	24
	肢体	47	11	18	0	0	0	13	89
	内部	4	4	7	0	0	1	4	20
	計	85	30	42	0	2	1	19	179
	難病	8	2	11	0	0	0	0	21
	知的障がい	52	20	69	0	10	4	26	181
	精神障がい	234	60	414	0	8	6	83	805
	障がい児	23	25	33	0	1	0	9	91
	重複障がい	19	6	19	0	19	0	7	70
その他	15	9	26	0	6	1	4	61	
合計	436	152	614	0	46	12	148	1408	
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他		合計		
		986件	79件	298件	5件		1368件		
2-2 相談支援に関する分析		<p>相談件数は1月辺り100～120件程度で、連続した同様の相談はまとめて1件カウントにしています。例年通り精神障害の方の相談が非常に多いですが、内訳としても発達障害や高次脳機能障害の方の相談も増加しています。特にまだ手帳は取得していなかったり、医療にもかかっていないが何らかの障害が疑われるケースの相談が見守り相談室からつながり、その後障がいの認定がおりるといったケースも増えています。</p>							

事業所名		住吉区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	3	介護福祉士や相談支援専門員の配置は多いが、社会福祉士は1名、精神保健福祉士は0名となっています。	精神保健福祉士については資格取得者がいないことから配置は困難。社会福祉士については1名配置増の予定となっています。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	大阪市や府の虐待研修や、研修情報センターの各種研修等に積極的に参加してフィードバック研修を毎回行っています。	コロナ禍で研修が減ったことから、参加頻度は減少しています。今後はZOOM等での研修も増えてきますので、そういった活動も進めていきます。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	3	全員が訪問に出してしまう時間も何度か生じてしまい、開所中に電話対応ができない時間がありました。	それぞれのスケジュールを確認しながら、できるだけ空白ができないように見直していく予定です。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	法人にて定めている書式やマニュアルに基づいて行っていますが、相談と苦情の区別が難しいケースがあり、苦情を拾い損ねることもありました。	苦情については改めて全スタッフが意識していけるように注意喚起していきます。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	専門機関との連携は進んでいますが、難病等ケースの少ない機関との連携はあまり進んでいません。	今後、ケースだけの関わりではなく研修会等の機会も用いて連携を強めていきたいと考えています。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	筆談、文字の拡大については用意していますが、手話については予約の上で手配としています。	現在のスタッフで手話での対応が困難なため、手話については事前予約の上で継続となります。その他、できるだけ本人が相談しやすい形での対応を柔軟にしています。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	区役所、見守り相談室や地域包括支援センター、就業生活支援センター等と連携して課題のある事例について対応を行っています。	支援困難事例については、長期化してしまうことが多く、対応がその後途切れてしまうケースのあるため、各機関と連携して途切れないように支援を進めていくよう意識化が必要。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3	原則公平に行っていますが、実際にケースを受けてくれる事業所は限られてしまうことから、まんべんなくお願いはできていない状態で、また近隣区の事業所にもお願いしています。	区内の相談支援事業所が少しでも余裕をもって相談支援を受けられるようにサポートをしています。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	必要に応じて個別のケース対応や制度利用の相談を受けており、バックアップも行っています。また相談支援部会で学習会や意見交換等を行って課題を引き出しています。ただ、コロナ禍で部会開催もできない期間が増加しました。	事業所が増加してきた反面、日常的に連携をとる事業所も限られてきたことから、全体的なつながりが低下しています。今後、部会の持ち方もリモートを積極的に導入して行っています。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	ケースを通じての状況把握は努めており、各機関と連携して進めてきている。	特に8050ケースは地域で抱え込んでいる場合が多いので、各機関と把握に努めていきます。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	個別ケースを中心につながっており、特に昨今の8050ケース等では連携強化のきっかけとなっている。	今後も継続して連携を進めていきます。

事業所名		住吉区障がい者基幹相談支援センター		
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	2	部会活動については事務局の中核を担っており、各部会への参画も積極的に行っていますが、2020年度は開催頻度が減少しました。	コロナ禍で開催頻度が縮小したことで、今後の開催のあり方については検討が必要になっています。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	2	新型コロナウイルスの影響もあり、協議会活動自体が十分機能しませんでした。	コロナ禍でもできることを各団体と連携して検討していきたいと考えています。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	障がい児支援施設の年齢超過者の状況について、協議会に施設担当者に来てもらい、状況を共有することができました。	具体的な動きはほとんどできておらず、今後、移行に向けてどう進めていくか関係機関と連携して進めていきます。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	区虐待との連携は密に進んできており、各スタッフの意識は高まっている。また法人内でも虐待研修を年1回実施しており、意識付けを行っている。	虐待対応の受理機関としての意識はまだ高める余地があるので、組織としても研修の強化等を図りたい。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	差別対応については日常的に拾う意識を高めており、各スタッフが対応できるように進めてきている。	特にまだ年数の浅いスタッフ等、差別を拾うというところの視点はこれからスキルアップが必要になる。
3-8 その他の取組み				
		①トイレマップ作成 当事者スタッフを中心となり、区内商業施設等の車いす用トイレの貸し出しができるところをまとめて、マップ作成に向けて調査をしました。次年度このデータを基にマップ作成を進めます。 ②大阪シティバス住吉営業所交流研修 シティバス住吉営業所と車いすユーザーのバス利用時の介助方法や各情報交換等を進めてきました。当事者スタッフを含めて車いすの説明を中心に、バスの死角、課題についても共有を進めてきました。(11/24、3/9実施)		
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		・重度障害者の受け入れ基盤、特に行動障害を伴う自閉症やその他障害者児や、長時間介護が必要な重度身体障害者を受け入れられるグループホームやショートステイ、介護派遣事業所(特に夜間介護)は十分ではなく、毎年度出てくる8050ケースへの対応として、地域拠点としては不十分な状態です。 また、虐待ケースにおいては本人が離れる場と次の住処となる場所が確保されておらず、民間で探していく以外に方法がありません。昨年度大阪市では緊急一時保護事業や退所支援事業が制度化されましたが、退所支援は社会資源が充実していなければつなげることすらできない状況です。 年々複合的な課題を有する相談が増えており、区センター相談員もさらなるスキルアップをしなければ十分に対応することが難しくなっています。 また区としてはこういった障害者の地域状況を自立支援協議会を通して共有し、具体的な施策提言等を進めていかなければならないと考えています。		

事業所名		住吉区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	2021/6/15
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	<p>・新たな基盤を整備していくにあたって、他区ではマンションから障害者のグループホームを追い出すという、裁判が行われています。これは、障害者に対する住民の理解が乏しいことが原因だと思われます。貴センターは、当事者スタッフが存在し、ピアカウンセリングなども行っている強みもありますので、普段から積極的に障害当事者と住民が接触する機会をつくっていき、住吉区民に対する啓発活動も積極的に行っていくことが求められると思います。</p>
	2	相談支援実績について	
	3	業務に対する自己評価について	<p>・地域基盤がぜい弱な中で、サ高住や大規模施設などの入所施設に代わる「新たな施設」が作られています。住吉区ではそうした動きは今のところ具体的には見えていませんが、こうした動きに注視し、必要に応じてチェックする体制が必要だと思います。</p> <p>・コロナ禍において緊急事態宣言が出されるなどで、事務局会議が4回開催されなかった。それでも会議では、各事業所のコロナ禍で当事者やスタッフ、事業継続にあたっての課題を共有してきた。陽性者が出た場合等の事業所同士の助け合いの体制も確認してきたが、実際に発動する機会はなかった。こうした確認は、事業所間の連携体制づくりのきっかけになったのではないかと。</p>
	4	区における地域課題について	<p>・どんな重度な障害者でも安心して暮らすことができる街をめざしているなかで、グループホームを拡充するなどの動きもみられる。しかし、未だに成人施設や障害児施設からの地域移行、8050問題など、受け皿の不足が課題となっている。こうした課題に対し、住吉区における基盤整備の計画を区とも連携して検討していく必要があると思います。</p>
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
<p>・毎年度の活動で、少しずつではありますが、地域の各機関との連携が進み、同時に8050ケース等の対応も増えてきました。一方で、重度障害者の生活基盤を確保してどう維持していくかという大きな課題は残されて状態になっています。特に地域のグループホームと連携して重度障害者を受け入れていくには、非常に大きなスキルや支援の結びつきが必要であり、相談支援だけでなく、グループホームのスキル向上と障害理解が非常に重要になってきます。また、この間の対応が難しいケースのほとんどは、区を含めた連携がなければ支えきれないことから、「つながる場」の活用も進めてきました。複数課題が重複しないと開催できないなど、まだ柔軟性に欠けるところはありますが、こういった施策を活かして地域基盤の底上げと連携を深め、官民両方が一定のケースワークができるようにスキルアップしていく必要があると考えます。</p> <p>・また区の基幹センターとして、こういった課題に向かっていく上では、まだまだ十分な相談スキルを有する人材を育ててきていませんので、地域において基幹が担う機能が十分に果たせるよう、人材育成、特に人権意識をしっかりと持って進めて来期も取り組んでいきます。</p>			



事業所名		東住吉 区障がい者基幹相談支援センター		
1 相談支援事業の概要		令和2年度		
1-1 実施状況について				
事業所の特長	法人名称	特定非営利活動法人 ちゅうぶ		
	開所曜日	月曜日～金曜日 土曜日は事前予約のみ		
	開所時間	9時00分～17時30分 時間外は事前予約のみ		
	同一場所で実施しているその他の事業	なし		
	事業所の特長	当法人では、重度身体障害者にとって、親がかりの生活か親が死んだら施設へ入るしかないという二者択一しかないため、親が元気なうちに地域で自立生活を送れるように、ステップの場として大阪市で初めての重度身体障害者グループホームを立ち上げた。日中活動の場、グループホーム、ヘルパー派遣など重度障害者が地域で自立生活を送る上で必要なことを作り上げてきた経験を生かし、一人の障害者が親元や施設を出て自立生活を送りたいと思ったときや、自立生活を始めた後も相談者の生活をトータルにサポートできるよう各事業所と連携をとって支援を行っている。また、当事業所では自立生活のモデルとなる当事者スタッフが主となって運営しており、あくまでも当事者の立場に立った支援を目指し、自立生活の実現に力を入れている。		
1-2 職員の状況				
		常勤職員	非常勤職員	計
	専任		2	2
	兼務	2	3	5
	計	2	5	7
1-3 専門資格の保有状況		社会福祉士・介護福祉士・相談支援専門員		
1-4 ピアカウンセリングの実施体制				
	障がい名	実施曜日	実施時間	
	肢体不自由	随時	随時	
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>当センターの母体である特定非営利活動法人ちゅうぶは、1984年に大阪市東住吉区に設立された。以降、大阪市内初の重度身体障害者グループホームの設立を果たし、現在日中活動である生活介護2箇所、重度身体障害者グループホーム1箇所、介護派遣事業所1か所を運営し、全面介護が必要な重度障害者の自立生活の支援に取り組んできている。</p> <p>そうした地域での自立生活支援の実績を基に、さらにより多くの障害者市民の自立生活をサポートするために1998年自立生活センター・ナビを設立し、市町村障害者生活支援事業を受託した。2012年4月から大阪市による公募選定を経て東住吉区障害者相談支援センターの委託を受け事業運営を行い、2018年度より基幹相談支援センターとして活動している。</p> <p>東住吉区は、市内で障害者数が多い西成区と比べても地域での社会資源数は多いが、社会参加等、生活の質の観点から見ると不十分なケースもある。また、大阪発達総合医療センターという医療機関もあり、周辺には医療センターに通う為、東住吉区内に移住してくる障害者の家族も多い。</p> <p>私たちは、自立支援のサービス事業所にかかわっていない障害者を見つける努力をし、地域での生活を支え、自立と社会参加を基本に置き、どんなに重度の障害をもっていても自己決定できるように支援していきたい。</p> <p>当センターが区内の社会資源のネットワークを作り、中核的な役割を担いたい。障害当事者の視点に立ちながら、区内の社会資源や指定相談支援事業所で行われているケアマネジメント業務の推進や指導を行なって行きたい。</p> <p>また、虐待防止についても、区役所と連携しながら具体的に対応していき、必要な支援を受けられるようにしていきたい。虐待をさせないための方策として、ニーズの掘り起こしに努め、サービス利用につなげていくようにしたい。</p> <p>また、権利擁護においても、金銭管理だけではなく、相談者と同じ立場に立つ障害当事者のピア・カウンセラーが相談者に寄り添って、合理的配慮がないなどの、社会的な差別に対しても、解決していきたいと考えている。</p>		

事業所名		東住吉 区障がい者基幹相談支援センター								
2 相談支援実績										
2-1 相談支援件数										
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	
身体障がい	視覚	3	7	7	0	0	0	0	17	
	聴覚	7	10	26		2	1		46	
	肢体	15	17	18	2		3		55	
	内部	3	5	3					11	
	計	28	39	54	2	2	4	0	129	
難病			1						1	
知的障がい		146	84	238	2	1	3		474	
精神障がい		256	265	644	0	4	1	2	1172	
障がい児		18	1	9					28	
重複障がい		41	18	52					111	
その他		3	4	5					12	
合計		492	412	1002	4	7	8	2	1927	
②受付方法別件数		電話・メール		来所		訪問・同行		その他		合計
		1178 件		167 件		232 件				1577 件
2-2 相談支援に関する分析										
		<p>今年度の新規登録者は42人であり、精神障害の方がうち18名と大半を占めている。登録をせずに相談対応したケースも多くあり、お会いしたことはないが、電話のみの対応を行っている方も数名おられる。</p> <p>特徴的だった相談としては、家族へのDVがあり、家族が避難されたことをきっかけに一人暮らしになっている知的・発達障害のケース、男性への依存が強くSNSを通じて男性に騙されたり利用される知的障害の方のケース、パーソナリティ障害で親との関係で仕事を辞めたことからうつ病になり精神不安定になっているケース、パーソナリティ障害で自分の思い通りにできないと支援者や行政機関、医療機関などすぐにトラブルになり身体症状が出るケース、被害妄想がとても強いが、治療には乗らず病識はあるが、妄想に関しては認められずに引っ越しを繰り返す統合失調症の方のケース、ミトコンドリア症候群で糖尿病、高次脳機能障害を発症し、こだわりが強く、うつ病の家族とのけんかが絶えないケース、子どもの受験で生活環境が大きく変わり、子どもとの確執もあり入退院を繰り返しつつも金銭管理や家庭内の支援が必要だったケース等に対応している。</p> <p>課題の解決を目指すことで相談を終結させることを目標に相談に対応しているが、どうしても継続的に対応することになり、終結につながらないケースもある。</p> <p>今年度は区内に計画相談の事業所が3か所増え、周辺地域にも新しい事業所が数か所立ち上がった。東住吉区地域自立支援協議会の相談部会には地域の相談支援事業所はもとより、周辺地域の事業所にも積極的に参加を呼び掛けている。</p>								

事業所名		東住吉 区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	5	相談支援専門員・社会福祉士・介護福祉士・ピアカウンセラーを配置している。今年度は相談支援専門員を一人増やしている。	従事者のほとんどが資格を有している。主任相談支援専門員も配置できている。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	・職員の研修計画をもとに、OJTを行い、定期的に振り返りを行っている。 ・外部研修に参加した際は必ずレポートを書き、職員間で共有している。	今年度は外部研修への参加が少なかった。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	3	訪問や相談予約等で職員のほとんどが対応できない場合もあるが、受付対応の職員を1人必ず事務所に配置するよう体制を組んでいる。	電話相談が長くなってしまう場合に対応を待たせてしまうことがあり課題。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	各種マニュアルを整備している。	職員間での共有が必要
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	専門機関と連携することが出来る体制をとっている。	特に問題はない。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	手話ができる職員配置を行っている。また、本人に合ったコミュニケーション方法を本人とともに確認し、筆記を行いながら面談するなどの工夫を行っている。	言葉でのやりとりが難しい方に対するコミュニケーションは経験が薄い。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	家族に複数支援が必要なケースは、包括支援センターや相談支援専門員や区役所と連携しながら進めている。計画相談をつけてもうまくいかない人も複数人おり、話を聞いたり事業所探しなどを必要に応じて対応している。問題がなかなか解決せず、何年もずっと訪問や来所や電話対応している事例も複数あり、積極的に対応を行っている。	つながる場の活用、他機関との連携をさらに深めていきたい。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	自立支援協議会のなかで相談支援部会を開催し、事例選定の時間を設けて公正に選定している。	選定後の後追いはできておらず、経験の浅い事業所への丁寧なフォローを求められている。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	個別のケースに関する対応の方法や、利用可能制度の状況、社会資源、専門機関に関する情報提供や、担当者会議やケース検討に出席するなどの方法で後方支援業務を行っている。	求めに応じて行っているが、積極的にPRする必要がある。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	自立支援協議会を通して課題を抽出している。	事例検討会を行うことができなかったため、残された課題を抽出するような取り組みは行えていない。

事業所名		東住吉 区障がい者基幹相談支援センター	
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	3	他分野の相談機関と顔の見える関係を作れている。 お互いにコミュニケーションはとれている。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など 今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	区役所と協働で自立支援協議会の運営を行っている。5つの部会のほか、全体会、事例検討会など様々な取組を行う中で顔の見える関係作りと地域課題の意識共有は一定進められている。 今年度は新型コロナの影響で活動を縮小せざるを得なかったが、オンライン開催など工夫を凝らして進めることができた。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	課題の抽出を行い問題解決に向けて大阪市や国への提言を行っている。区独自の社会資源の開発に向けては区内調整チームでも議論を始めている。 新たな社会資源の開発については難しさを感じている。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など 今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	2	今年度は行えていない。法人独自の取り組みとしての施設訪問、外出企画も新型コロナの影響で行えていない。 新型コロナの影響が収まるまではなかなか動くことが難しいが、地域移行に関する企画などには積極的に関わってきたい。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など 今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	区役所担当者との連携をとって、一緒に確認のために動いたり、防止のために分担して動くなど、必要に応じて適切な対応を行っている。 防止に向けて、必要なサービスを入れながら、本人や関係者を交えた話し合いを定期的に行ったり、本人のエンパワメントに取り組むことを継続して行っている。 今後も適切に対応していきたい。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	今年度は銀行に関する相談が2件あった。本人が署名できない場合は成人しているにもかかわらず親を連れて来てくれと言われるケース、手話通訳が必要な方に通訳の同席を認めないといったケースがあった。どちらも銀行側との話し合いで解決している。 障害者本人からの相談はいまだ少ない状況なので、事業者への啓発も含めた活動を考え、今後も適切に対応していきたい。

<p>事業所名</p>	<p>東住吉 区障がい者基幹相談支援センター</p>
<p>3-8 その他の取組み</p>	<p>○ 機関誌ナビゲーションを年2回1300部発行している。東住吉区内の社会資源情報(オスメのお店紹介)、色々なテーマのなぜを解消! インクルーシブ教育はなぜ必要なのか?、エンパワメントを高めるための取組み(自立生活プログラム)の記事を掲載し、自立生活の啓蒙を行っている。○ 大学生に対して、障がい者の置かれている状況や自立についての考え方、施設や病院でなく住み慣れた地域での生活を紹介するため、大学での講師活動を行なっている。○ 団体職員への研修、重度訪問介護従業者に対する研修、基幹相談支援センター主催の相談支援専門員に向けた研修、大阪府相談支援専門員初任者研修、現任者研修のファシリテーターなどの講師活動を積極的に行っている。○ 自立に向けた個別プログラムを一人ひとりのニーズに応じて取組んでいる。1名は調理のプログラムを行い、買い物、調理、後片付けの一連の流れは自宅で生活しているとやりにくいが体験出来て良かったという感想があった。1名は一人暮らしの希望があるため、自宅見学や浴室の改造のイメージ付けを行った。また高齢の親と生活している50代前半知的・肢体の重複障がい者に対しては、自宅訪問や来所してもらっての定期相談・2ヶ月に1回担当者会議を行い、日々の生活や母親の状態について情報共有を図っている。○ 手動車いすユーザー、電動車いすユーザーが区内を移動の際、不便を感じる歩道の段差をピックアップし段差がどのくらいかを測り平野工営所に改善を求める活動を行っている。○ 見学・研修の受け入れを行っている。大学の社会福祉現場実習先として学生など様々な団体を受け入れ、相談支援や自立支援、ピアカウンセリングの手法や意義などを伝えている。障害のある学生にはその人の生活を掘り下げて聞き取りを行い、障害がある事で嫌な思いをした事や我慢していることがないか聞き取りを行い本人のエンパワメントに繋げている。○ 障がい者団体とのネットワーク作りを行っている。東住吉区内に止まらず、大阪市内、大阪府下、全国レベルでのネットワークがあり、常に連携の取れる状態を維持している。</p>
<p>4 区における地域課題について</p>	<p>区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など</p>
	<p>東住吉区地域自立支援協議会で取り上げる地域課題(区課題)  <b>【意見①】</b>障がい者差別がまだ解消されていません。          障害者差別解消法が施行されて4年たちましたが、自署ができない障がい者は銀行などの手続きの際に、「親の署名」を要求されることがいまだにあります。民間事業者に差別をさせない取組みが必要で、具体的には、「あいサポート研修」を受けた「あいサポート認定企業」を増やす取組みや、企業に向けた差別解消の啓発ポスター送付等の広報活動等を、東住吉区内でも行ってください。  <b>【意見②】</b>こどもサポートネット事業の対象とならない大阪市立小中学校在籍児童以外へのスクールソーシャルワーカーの配置          今年度から、東住吉区においても、こどもサポートネット事業が始まり、さまざまな課題を抱える子ども及び家庭のスクリーニングを通して、適切な支援につなげるための仕組みができました。しかし、この事業が対象とする子ども・家庭は、大阪市立小学校及び中学校に在籍している子どもがいる家庭に限っており、府立支援学校や教育大付属支援学校、また私立学校に在籍する子どもしかいない家庭は、支援の対象外となってしまいます。このような対象外となる学校に在籍する子ども・家庭への支援の役割を担うスクールソーシャルワーカーの配置がなされれば、学齢児童がもれなく対象となることができます。大阪市内でも北区、西区、港区等では、区役所独自のスクールソーシャルワーカーが配置されている例もあることから、東住吉区でも独自のスクールソーシャルワーカーを配置し、対象外の学校に在籍する子ども・家庭への支援を担っていただくことを要望します。  <b>【意見③】</b>災害や感染症等非常事態に向けて、地域の事業所等が連携・協力して取り組めるような公的システムの構築について          今回の新型コロナウイルス感染拡大のような感染症蔓延や災害時であっても、生活上の介護や日中の居場所確保のため、閉鎖出来ない障がい福祉サービス事業所が多くあります。しかし、例えば、職員が濃厚接触者になり隔離される場合など、自事業所の職員だけでは対応できなくなる場合が想定されます。現在、こういった事態が発生した場合には、同法人内で対応できる職員の応援を求めたり、つながりのある事業所間の有志での助け合いでしか対応が出来ない現状です。しかし、各事業所間の任意協力といった方法では、責任の所在の明確化や事業所内での体制確立が難しいと感じます。今回の新型コロナウイルス感染症への対策では、大阪府が「新型コロナウイルス感染症に係る社会福祉施設等への応援職員派遣体制」を構築しています。これは、職員が陽性者となった場合等、多くの職員が勤務できなくなり、単独法人だけでは対応できなくなった場合に、他法人から応援職員を迅速に派遣できるよう、応援職員派遣に関する基本的な考え方や派遣の流れを定めたものです。加えて、災害時等の状況次第では、より身近な、区内近隣事業所間での連携が必要となることから、区内における職員派遣登録といった連携のための公的システムの構築が必要です。  <b>【意見④】</b>授産活動に際し、地域の企業と連携・協力体制を構築するうえで、公的機関による支援を希望します。          授産活動を請け負っている福祉施設にとって、作業の確保は常に課題となっています。地域の企業から作業の提供を受けることが出来れば作業確保だけでなく地域企業から障がい者並びに障がい福祉施設への理解促進にもつながると考えられます。しかしながら、福祉施設に作業の外注を依頼したことのない企業にとって、福祉施設に直接コンタクトすることはハードルが高く、福祉施設にとっても、こういった企業に授産活動に適切な作業があるのかといった情報がなく、連携が難しい状況です。そこで、地域企業と福祉施設との連携を公的機関に橋渡ししていただくことでスムーズな交渉につながり、また、作業工賃の適正化にもつながると考えています。公的機関には、授産施設への外注に適した作業のある企業の情報を集約し、福祉施設へ情報提供いただくことで、連携への橋渡しの役割を担っていただきたいです。</p>

事業所名		東住吉 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	2021/8/18
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	・平沼が主任相談支援専門員の配置。これから一般事業所も主任が徐々に増えてくる。地域で主任がどう活躍していくか、一緒に考えられたら。期待している。
	2	相談支援実績について	・コロナ禍で、登録していない人の対応もあったと聞き、大変だなと。精神障害が多いため、終結は年度ごとには見れないだろうと感じた。精神障害のある保護者もたくさんいる。保護者から理解得られない場合があり、学校に来れない場合もある。ヤングケアラーの問題など、親の世話をする場合も聞くので、そのサポートも必要な状況なのかなと感じた。
	3	業務に対する自己評価について	・銀行に対しては、まともに相手してもらったのか。銀行エピソード。正面突破でこういう相談で、本人が困っている、と対応してもらえた。実際に銀行のほうで代筆しますよという通知があったので、担当者が知らない場合がある。印刷して持って行ったが、正面突破で、手話通訳に公的なところがあることを知らない場合がある。パンフレットと差別解消法説明資料で話す。この2件に関してはすんなりと進んでいる。 ・基幹センター自己評価、選定会議の話。今回の説明には細かく書いていないが、以前は児童に関しては選定していなかった。児童が少なかったが半年前から児童も上げるようになってきている。児童も相談支援する事業所が増えてきているが、新規の事業所がとるのはいいがその後のフォローが必要だろうなと思ったり。その辺は課題だなとずっと残る。児童の場合は窓口に行くときに保護者が代わりに行く。そのまま受付すると本来は児童、ついたほうがいいが、数が少なく東住吉は50%切っている。 ・権利擁護、大変。社会のほうに浸透していないと改めて感じた。すごく大事な取り組みと感じた。計画相談の新規の事業所へのサポート、今後いい連携が取れれば厚みのある態勢がとれると期待している。
	4	区における地域課題について	コロナのことで、昨年、陽性者の件で相談でき、ありがたかった。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		コロナ禍で自立支援協議会の活動が止まってしまった部分もありながら、活動自身は止めずに行うことができ、協議会参加メンバーからの信頼も得ることができていたのではないかと考えている。まだまだ地域づくりについての取り組みは弱いところであるため、今後も自立支援協議会を通じた取り組みを深めていきたい。	

事業所名		平野 区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		令和2年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会							
	開所曜日	月曜日から金曜日(祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く)							
	開所時間	午前09時00分から午後05時30分							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業 指定障害者支援施設(施設入所支援/自立訓練/生活訓練/短期入所)、児童発達支援センター福祉型							
	事業所の特長	当該事業所は大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内に設置されています。リハビリテーションセンターとは「障がいのある方へ福祉・医療・教育・労働など多くの分野を有機的に連携しながら、総合的立場から障がいのある方の福祉の向上を図る」という趣旨に基づき4部門の事業から構成されており、そのうちの訓練部門となる指定障がい者支援施設、児童発達支援センター、職業能力開発校については、当該法人がそれぞれの所属や特性を踏まえ一体的に運営しております。当該平野区障がい者基幹相談支援センターについては、その他の事業として位置づけられており、障がいのある人たちへの相談支援事業をおこなう地域の社会資源として役割を果たしているところです。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員				計	
		専任	1					1	
		兼務	3	1				4	
		計	4	1				5	
1-3 専門資格の保有状況		相談支援専門員4名(うち介護福祉士3名) 社会福祉士1名							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日	実施時間					
1-5 センター業務についての理念・基本方針		当センターの運営管理に際しては、「障がい者総合支援法」や「大阪市障がい者支援計画」などの関連法規、関連施策や設置条例等を最大限に尊重し、障がいのある子ども・障がいのある人が、住み慣れた地域での生活を実現し、「その人らしく豊かで自立した生活」が営めるように、「主体性の尊重」「権利擁護」「地域生活の推進」を実現することを基本理念としています。また、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づいた福祉サービス等が、多様な関係機関から総合的かつ効率的な支援が提供されるよう配慮するとともに、利用者のニーズ充足や課題の解決の過程で、地域において必要な社会資源の改善や開発につとめ、地域福祉の推進に貢献していくことを基本方針とします。							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	14	8	1					23
	聴覚	6	10	3					19
	肢体	88	120	33			1		242
	内部	4	3	1					8
	計	112	141	38	0	0	1	0	292
	難病								0
	知的障がい	173	247	27		2			449
	精神障がい	170	276	93					539
	障がい児	15	3						18
	重複障がい	4	6	4					14
その他								0	
合計	474	673	162	0	2	1	0	1312	
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他			合計	
		921 件	209 件	182 件				1312 件	
2-2 相談支援に関する分析		令和02年度の相談件数は、合計1312件となっており、新規相談では174件を受け付けています。相談内容については、約半数が「社会資源の活用」の項目となっていることから、ここ数年間は、複合的な生活課題に起因するケースへの対応実績が豊富であったと評価しています。また、行政機関や医療機関からの相談も年々増加しており、他機関が開催する「個別のケース検討会議」や区役所が主催する「総合的な支援調整の場(つながる場)」に積極的に参加するなど、引き続き、施策・分野ごとの「縦割り」を超えた包括的支援体制の構築に向けた取組みを行ってきたところです。 令和02年3月現在、平野区の障がい者手帳交付数は、身体10843件、知的3111件、精神3847件となっています。人口に占める手帳の交付率も非常に高く、自立支援医療の受給者数を含め、多くの方々が何らかの保障や支援の対象者と認識されています。また、障がい福祉サービスの受給者も非常に多く、指定事業者においても居住系や日中活動系サービスが、他区に比べ整備率が高く、新規事業者の参入も著しい傾向にあります。 ここ数年来は、単身生活者の増加や高齢化、親亡き後の支援など、以前にも増して深刻な課題を抱えるなか、可能な限り地域包括支援センター等が主催する「地域ケア会議等」に参加し、障がい施策や福祉サービスの説明を行うほか、地域の障がい者を取り巻く状況や課題について周知を図るなど、他分野との連携強化に努めています。一方で、専門性の高いケースや世帯全体への支援ケース等は、施策分野を超えて係機関のネットワークづくりを展開させるなど、活動地域において総合的・的確な職責を担う専門機関として、事例課題の解決に向けた取組みを実施しています。							

事業所名		平野 区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	3	相談支援専門員を4名配置しており、内3名は専門的資格を有する者となっています。	社会福祉士や精神保健福祉士など医療・保健・福祉の分野で活躍ができる有資格者の加配を検討しています。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	様々な専門機関が行う研修に参加しながら、職員の自己覚知を促すとともに、経験・継続学習による実践力の向上を図っております。	自己啓発プログラムや研修希望者の応募など、職員の主体的なキャリア形成を促し、全体の人材力の向上に努めていく。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	開所時間中は、事務所が不在にならないよう、人員が常駐しており、外勤等においても業務が輻輳しないよう、日々の管理に努めています。	
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	正確な知識の習得と実行を担保するため、各種の規定やマニュアルを整備しており、業務上必要な知識・技術の向上を図っています。苦情に至らない相談についても、その都度職員間で内容を共有し、適切な対応を心がけています。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	心身障がい者リハビリテーションセンターの各部門とは、連携体制が整っており、その他精神障がいや難病患者については、適宜保健福祉センターの保健相談員と連携を図っています。また、障がい種別を問わない就労支援に関しても、同一法人が運営する専門機関との相談支援体制が確保されています。	専門的資格を有する職員を配置することで、障がい種別や各種ニーズに柔軟な対応が可能になるよう専門機関との連携強化に努めていきたい。
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	利用者の障がい特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用い個別対応を図っています。とくに内面的な課題に配慮が必要な発達障がい者等には、積極的にPCメールを活用した対応を行っています。	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	専門性の高いケースや世帯全体への支援ケースなど、施策分野を超えて支援方針を共有するために「つながる場」に参加し、事例課題の解決につなげる取組みを実施しています。また、地域包括支援センター等が開催する個別ケース検討会議に参加しており、各種相談機関等が障がい者等の生活実態を把握する実践を行っています。	社会的孤立を含んだ「8050問題」など、センターとして様々な社会情勢へ認識を深めつつ、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの関係機関と連携を深め、包括的支援体制の構築に向けた土台作りが必要と考えています。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	令和02年度に依頼を受けた事業者選定件数は、合計94件となっており、相談事業部会において、月次報告や事業者の余力確認を行っています。また、部会の議事録の作成を担い、区役所と事業者が相互に空状況を確認できる機会を設けています。	
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	令和02年度は合計49件の相談を受け付けており、事業者選定業務等を通じて区内の相談支援事業者に対し、広域な情報共有や専門的な知見にもとづく助言等をおこなうほか、転入出者については、隣接市町村の事業者等との調整も実施しています。また、インターバルの受入実績としては、現任7件、初任4件となっています。	引き続き相談支援体制の強化を図る観点から、後方支援やインターバルを通じた人材育成に取り組む必要があると考えています。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	地域の専門機関として、区全体の調査データや小学校区を単位とする地域の特性の把握に努めており、地域住民・地域活動協議会・地域福祉団体などと連携する機会が増えています。	地域の福祉ニーズを踏まえ、身近な相談窓口にアクセスできる環境整備を図りながら、相談支援が障がい者等の生活実態を把握する実践を行っていく必要があると考えています。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	3	令和02年度は、個別ケース検討会議に計18回、他機関等との連絡会に計1回出席しています。「地域ケア会議」等に参加し、障がい施策や福祉サービスについて周知するほか、地域の障がい者を取り巻く状況や課題について説明をおこなっています。	地域に存在する隠れたニーズを発見して必要な支援につなげていくことが求められるため、障がい者支援機関だけでなく、他分野との事業者間交流をより一層活性化させることが課題になっています。



事業所名		平野 区障がい者基幹相談支援センター		
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	障がいのある方が地域の中で安心して暮らしていけるよう、多様な課題の改善に向け、各種専門機関とのパイプ役を担っています。施策分野を超えて支援方針を共有する機会も増えており、センターとして様々な社会情勢へ認識を深め、事例課題の解決につなげる取り組みを実施しています。	新型コロナウイルス感染の拡大状況を踏まえ、オンライン会議や相談事業部会で行っているオンライン・オフラインによるハイブリッド会議など、開催方法の検討が必要とされます。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	社会資源の改善開発においては、既存の制度や資源の活用方法の提案に留まらず、俯瞰的な視点から地域の課題を捉え、支援全体のマネジメント能力が発揮できるようにチームアプローチを意識しています。	地域課題の解決に向けては、自立支援協議会をプラットフォームとして、連携から協働レベルで目的達成ができる取り組みが必要となります。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	昨年度に続き、市内障がい者支援施設との連携強化に向けた取り組みとして、情報交換や施設見学を実施し、地域移行に向けた普及啓発や地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートを実施しています。	地域の受け皿となる居住系サービス事業者についても、自立支援協議会等を通じ、地域移行の充実に向けた活動に参加いただくことが必要と考えます。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	令和02年度の区センターへの通報は1件で、コアメンバー会議への参加は1事例となっています。虐待の判断には至らないが、継続的な見守りや支援が必要とされる事案については、関係機関と適宜連携しながら、権利擁護にかかる支援を実施しています。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	平成28年4月から施行された「障害者差別解消法」において、区役所の政策推進課と共に「不当な差別的取り扱い」や「合理的配慮の不提供」に関する相談窓口となっています。また、相談事項の解決に向けては人権啓発・相談センターや大阪市と連携を図ることとなっています。	
3-8 その他の取組み				
			2020/06/02 平野区保健福祉センター主催「総合的な支援調整の場(つながる場)」に参加 2020/07/16 平野区保健福祉センター主催「総合的な支援調整の場(つながる場)」に参加 2020/08/19 大阪市こころの健康センター主催「自殺に傾いた人への支援」に参加 2020/08/24 平野区保健福祉センター主催個別のケース検討会議に参加 2020/09/07 大阪府福祉部障がい福祉室主催「大阪府虐待防止・権利擁護研修(現任研修)」に参加 2020/09/15 大阪市社会福祉研修・情報センター主催「大阪市社会福祉施設職員人権研修」を視聴 2020/12/04 平野区障がい者・高齢者虐待防止連絡会に参加 2020/12/21 障がい者相談支援研修センター主催「施設から地域へ」相談支援専門員研修に参加 2021/02/08 大阪市成年後見支援センター主催「成年後見制度利用促進研修」を視聴 2021/03/04 大阪市福祉局生活福祉部主催「令和2年度障がい者虐待対応研修(事例研修)」に参加	
4 区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		現状としては、単身生活者の増加や高齢化、親亡き後の支援など、多様な課題を抱えており、地域の福祉ニーズも高度化するなか、複合的な課題を抱えたケースに対しては、「総合的な支援調整の場(つながる場)」等の活用により、関係機関との横断的な取り組みが行われています。 専門性の高いケースや世帯全体への支援ケースなど、多様な支援を要する機会が増えていますが、障がい・高齢・児童等それぞれの分野では、関わりが部分的でケースの全体像が把握できていない等の課題があり、今後は、関係者レベルで重複箇所のチェック機能等を高めつつ、分野を超えたチームアプローチが行える体制整備が課題となっています。 一方で、複合課題の改善に向けては、横断的な機関の調整役を誰が担うのか、定まったルールが存在しないため、各分野の専門性が活かせるよう、保健福祉センター等の主要な行政機関が調整役として介在することが不可欠となり、あわせて、地域でのネットワークを構築できる技術者の育成も重要となっています。とくに障がい分野では、自立支援協議会をプラットフォームとした人材確保や実地教育のシステムづくりが求められています。 計画相談支援の推進においては、指定事業者数が微増傾向にあるなか、相談支援専門員の定着や配置に課題を抱える事業者も少なくありません。地域の相談支援体制の強化や関係機関とのコーディネートのあるあり方については、事業者の規模やこれまでの問題点を洗い出すなど、一人一機関の限界性を踏まえ、引き続き、自立支援協議会の機能を最大限活用しながら、より一層組織的な取り組みが進むことが望まれます。	

事業所名		平野 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	令和02年08月20日 相談事業部会	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	当センター及び法人のリーフレットを配布し、受託事業所の概要や特長を参加者に説明しました。また、区障がい者基幹相談支援センターについて、各種の業務内容や職員配置など業務の実施状況を報告しております。
	2	相談支援実績について	特に意見を頂いておりません。障がい者手帳発行数の推移、障がい福祉サービス事業者の指定数、計画相談支援の支給決定者数など、業務地域の実情について、地域アセスメントを用いて、相談支援体制を理解するための報告をおこないました。
	3	業務に対する自己評価について	特に意見を頂いておりません。当センターとしては、これまでの活動実績を踏まえ、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの関係機関との連携強化に向け、協働作業の土台作り貢献しつつ、引き続き、高度な要求水準に応える情報力・技術力の向上を目指した事業展開を図っていることをお伝えしています。
	4	区における地域課題について	相談事業部会で共有した地域課題について、以下のご意見を頂いております。 つながる場や地域ケア会議など参加経験が少なく、開催手続きや活用の仕方がわからない。また、世帯全体に支援を要するケースが多いため、つながる場等の参加を通じて、様々な複合課題の改善に向け、多職種と連携協働できる機会を設けて頂きたい。 精神科病院からの退院支援に関して、行政機関等との連携不足が目立っており、地域移行を除く対象者についても、各領域でネットワークが構築できるよう、保健福祉センターの協力体制が重要となっています。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
<p>コロナ禍にありますが部会活動が定着した経緯もあり、今回は、自立支援協議会の相談部会において運営評価を頂きました。</p> <p>相談支援の推進については、事業者が微増傾向にあるなか、業務に携わる支援者が増えており、他分野との連携を含め、地域において協働作業の土台が出来上がりつつあります。</p> <p>計画相談支援では、日常業務で蓄積されたノウハウや地域評価を通じて、地域課題へのフィードバック機能を高めることが求められます。地域の実情としては、各事業者とも運営管理や人材確保の課題から、自発的な点検が行われておらず、相談支援従事者のスキルアップについては、自立支援協議会の機能を活用するなど、地域課題の抽出に繋がる組織的な取組みが期待されています。</p> <p>当センターとしては、高齢、障がい、子ども、生活困窮の関連事業など、各種相談機関との重層的な支援体制の構築に向け、施策分野を超えたネットワーク強化を図りながら、引き続き、事業者に対する後方支援や従事者へのインターバル対応など、多面的なマンパワー強化を展開することで、地域を支える福祉人材の基盤構築が促進すると考えています。</p>			

事業所名		西成区障がい者基幹相談支援センター							
1 相談支援事業の概要		令和2年度							
1-1 実施状況について									
	法人名称	(社福)ヒューマンライツ福祉協会							
	開所曜日	月曜日から金曜日							
	開所時間	9:00~17:30							
	同一場所で実施しているその他の事業	生活介護、放課後等デイサービス							
	事業所の特長	法人内サービスには障害児支援や高齢者支援の総合サービスを実施しています。また、子供から高齢に至るまでの支援がスムーズに行える。ライフステージに応じた支援を活かした強みがあります。							
1-2 職員の状況									
			常勤職員	非常勤職員					計
		専任	3						3
		兼務	2						2
		計	5	0					5
1-3 専門資格の保有状況		社会福祉士4名、精神保健福祉士2名(重複あり)介護福祉士2名(重複あり)、介護支援専門員2名(重複あり)							
1-4 ピアカウンセリングの実施体制									
		障がい名	実施曜日						実施時間
1-5 センター業務についての理念・基本方針		<p>障害がある人もない人も共に育ち、共に学び、共に暮らせるまちづくりソーシャルインクルージョンの実現を目指します。</p> <p>○当法人のミッションを根底に、地域での活動実績を強みとし資源を有効活用することで高齢者、障害者、貧困、あらゆる生活課題を抱えた方に対する支援を多機関と連携し包括的にサポートしていきます。</p> <p>○地域コミュニティを形成し顔の見える関係づくりを目標に地域の中の課題を把握し、問題解決に向けて協力関係をつくる活動を行います。また、不足している社会資源のニーズを把握し新たな社会資源の開発を行います。</p> <p>○地域を基盤としている各委員、団体、障害者、住民等の架け橋的存在を目指していきます。</p>							
2 相談支援実績									
2-1 相談支援件数									
①延べ相談支援件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
身体障がい	視覚	34	2	0	0	1	0	7	44
	聴覚	6	3	27	0	0	0	0	36
	肢体	58	17	14	0	8	1	0	98
	内部	6	2	3	0	0	0	0	11
	計	104	24	44	0	9	1	7	189
難病		5	0	0	0	0	0	0	5
知的障がい		224	25	128	0	41	20	27	465
精神障がい		206	45	134	0	27	23	12	447
障がい児		54	6	20	0	3	0	1	84
重複障がい		89	4	35	0	6	0	13	147
その他		44	9	266	0	2	6	13	340
合計		726	113	627	0	88	50	73	1677
②受付方法別件数		電話・メール	来所	訪問・同行	その他	合計			
		866件	369件	320件	122件	1677件			
2-2 相談支援に関する分析		<p>○とりわけ今年度は他府県、他区市町村から西成区へ転居したいと西成区へ転居してきた方の相談が多く見られた。こういったケースについてはいろんな市町村を回って来られる方も多いため市町村同士の連携が不可欠と考えます。本人に取り巻く課題が取り残され点々とされていることもあり本質的な解決につながっていないことも多く本人にとって何が必要なのか見極めていく必要があると考えます。</p> <p>○今年度は新規相談が来ない日がなく本人、家族はもとより行政機関、医療機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、弁護士等、様々な機関からの相談があった。</p> <p>○相談ケースについて つなげる場への参加 4件 高齢3件 児童1件からの相談ケース 児童養護施設や障害児施設からの地域移行、刑余者支援、精神科病院からの退院支援、ひきこもり、障がい疑われる方の相談、複合的な課題がある家庭の相談等、相談の内容は多岐に渡り、対象者の生活が落ち着くまでかなりの時間を要するケース、またサービスにつながるまで数年の期間が必要なケースもあった。</p>							

事業所名		西成区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	地域の幅広いニーズに対応するため、専門的資格及び知識を有する職員、ピア職員を積極的に配置しています。現職員にて専門的資格未取得者に対して、積極的に資格取得を推進する体制を整えています。	
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	当職員の相談援助の質の向上を図るため、積極的な研修への参加及び当職員が主体となり研修の企画発案に努めています。	
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	相談員1人は常駐するように努めていますが、どうしても相談員が不在になる時は事務員より連絡を受け迅速に対応できるように連携しています。	
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	法人内統一のマニュアルを作成し、毎月リスクマネジメント委員会を開催し対応しています。法人でプライバシーマークを取得しています。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	研修会等に積極的に参加し情報共有やネットワーク等の構築に努めています。	
b	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	障害特性に応じた対応を行っています。また、手話が必要な方には手話ができる職員を同席しコミュニケーションを図っています。	手話ができる職員を増やしていきます。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。	4	つながる場に積極的に参加し、行政・高齢者支援事業所・障害者支援事業所等と連携しています。横断的なニーズの把握と世帯ごとの支援対応に努めています。	
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	相談支援部会等で情報共有を行い、各事業所の資質等を踏まえ連携しています。また、特定相談支援事業所の特性を見ながら選定を行っています。	
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	事業所や地域自立支援協議会等からの相談に随時対応しています。	より各事業所間にて情報共有を図り、随時後方支援を実施します。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	今年度は障害福祉サービス事業所との連携や地域ケア会議等の会議を通して、地域のニーズ把握に努めています。	
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。	4	地域包括支援センターや地域定着支援センター等積極的に連携を行っています。法人内において多職種連携会議を実施し、横断的なニーズ把握とその対応に努めています。	

事業所名		西成区障がい者基幹相談支援センター		
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	運営委員会、各部会ではZoomを使用し、主体的に会議を行っています。	各部会の活性化。(子ども部会、地域活動部会の活性化が必要です。)
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	協議会に参加されている機関と課題を共有し新たに何が必要なのか意見交換を行っています。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	4	障害者施設、障害児施設、児童養護施設、矯正施設等からの地域移行支援を行っています。	
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待通報から包括と連携するケースも多くあり区担当者、地域、区基幹相談支援センターと迅速な連携ができています。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4		法人内でワーキングチームを立ち上げ周知啓発に向けた取り組みを検討している。
3-8 その他の取組み				
		① 西成ポッチャカップ 今年度はコロナ禍により人が集まっていたイベントはできませんでしたが、継続的に実行委員会を行い、どうしたら開催できるかを議論しました。 ② 小中学校への福祉体験学習(福祉教育) 西成区社会福祉協議会と連携し、西成区内小中学校を対象に、福祉体験学習を実施しました。体験学習を通じて、将来の担い手づくりを目指します。 ③ 西成障害者会館の福祉避難所指定 利用者や地域住民に安心・安全の確保のために取り組みました。また、福祉でまちづくりの促進、職員の防災・減災意識が高まる等のメリットもあり、最大約90名の収容予定となっています。 ④ つなぐアシスト(制度外利用) 福祉サービスにつながるまでの間、西成区に在住の区分が出るまでの方・制度の狭間にある方を対象に法人で地域福祉ファンドを創設し福祉サービスを利用できる仕組みを作りました。 ⑤ サードプレイス(ナイトデイの取組み) 実施目的は、精神障害者等の一人で過ごす夜への不安、孤立感の解消、高校卒業後の障害児から障害者に切り代わりタ方の居場所が必要な方、仲間との関わりや居場所を重点にした取り組みを行っています。 ⑥ 多目的シェルター(コロナ感染防止隔離、8050、虐待等の緊急時のサポート) 地域生活拠点として本人、家族のレスパイトや様々な事情で緊急保護が必要であると判断した場合の短期宿泊の利用を提供。その他、GH利用者の入院回避、ひとり立ち支援、地域移行、コロナ対応職員・利用者にも活用。 ⑦ あいサポーター 今年度は法人内職員に向けて研修を行いました。今後は、福祉サービス提供事業者、民生委員、地域の方に基幹センター職員がメッセンジャーとなりあいサポートの輪を広げていく予定です。		
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		○包括支援センターや居宅介護支援事業所、生活保護CWや子育て支援室、高齢福祉課等の行政機関職員から多世帯家族や複数の課題を抱えた相談が増えています。また、つながる場への会議招聘も増えてきています。こういった多世帯、複数の課題を抱えている方の支援について他職種と連携しながら解決に結びつける必要があると考えます。 ○大阪府地域生活定着支援センター、保護観察所、弁護士等からの相談もあり刑余者支援が増えています。矯正施設出所後の生活についても課題が多く西成区に行けば何とかなると移住される方もおられる。住まいと働く場、居場所など行政とともに検討していきたい。 ○明らかに何らかの障害があると思われるが、手帳や診断がないため支援やサービスが受けられない、いわゆる制度の狭間の支援が増えています。このようなケースについてどこかにつながっていけるよう高齢者支援やCWと情報連携しながら支援に結びつけていきたい。		

事業所名		西成区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	書面報告	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援実績について	<p>相談支援件数に計上されている「その他」の内容は？                  →手帳を持たれていない方や診断を受けておられないが何らかの障がいがあるであろう方等制度の狭間の方の支援。例えば家の電気代が払えなくて電気が止まった、家賃が払えていない、金銭管理が難しいなど障がい福祉サービスは使わないが社会生活上支援が必要という方の数が挙がってきている。                  計画相談の選定について、基幹が取っているケースはあるか。                  →選定の依頼が来たあとに決まった、自分で探した等の連絡がくることはあるが、それ以外はどこかの事業所が受けてくれている。今のところは基幹で取っているケースはない。                  ピアカンについて                  →切り分けが難しいところがある。例えば、障がい理解を得られないといった利用者の話を聞いた際、ピアカンとして聞いた方がいいか、相談員として聞いた方がいいか悩むところはある。                  ナイトデイについて、これまで基幹のスタッフが残業等で残っていた際に、利用者がふらっと来られて対応していたのを、月1回この日と決めて、その日は職員を配置するという形で制度化したという理解でいいか。                  →周知ピラを作り、月1回、この日にこんな活動をすると呼びかけをしている。継続をしていくには財源が必要となるため、当初は法人の持ち出しで行っていたが、現在は日中一時支援事業を活用しての職員配置をしている。必要な人に必要なサービスを届け、継続することに意義があると考えている。</p>
	3	業務に対する自己評価について	<p>つなぐアシスト事業について、8050問題等息子や娘が障がいあるのではと包括が気付いた際に支援につなぐためにこういう事業もあると包括連絡会でアナウンスしてもいいか。                  →包括にアナウンスして頂いていい。まずは相談して頂いて既存の仕組みが活用できるのであればその仕組みを使ってもらい、どんな手立てもない、他の制度が活用できないという状況であれば、アシスト事業を使うことも考えられる。</p>
	4	区における地域課題について	<p>コロナ禍における取組みについて                  →防護服の着脱の研修をしたり、医療カルテを作ったりした。利用者が実際に救急で運ばれたときに、支援者がついていけない際、障がい特性が本人では言えない場合がある。医療カルテ一枚を持っていれば、救急隊員や運ばれた先で見てもらえて伝わるようにしている。                  また、保健所では濃厚接触者の判定にかなり時間がかかるため、基幹ではその日に利用者がどんな動きをしていたかを確認し、濃厚接触者の特定をして、感染が広がらないように工夫をしている。隔離をしたり休んでもらったり、すぐに対応できるようにしている。                  福祉避難所の取組みについて、課題として挙がっている備蓄品の確保や避難訓練の内容は？                  →賞味期限もあるため、備蓄品の管理をしていかないといけないという意味での課題。福祉避難所の指定を受けているがそこに関わる人材も課題である。他区に住んでいる職員も多いため、地域の人を巻き込んでいかないといけない。実際に避難した時の身近な担い手をどう育ていくのか、若手をどう取り込んでいくのが課題である。福祉教育もやっているのでも、そこで上手くつながっていければ。まずは知ってもらうことが重要と考える。</p>
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<p>○ピアカウンセリングについて相談員が通常の相談として対応していることもあり実績として上がっていないこともあり今後ピアカウンセリングの利用のアクセスなど取組みを進めていきたい。                  ○「その他」とは、主に手帳未取得者や医療未受診による診断無しの方明らかな何らかの障がいがあると思われるが、通院や手帳の取得に至っていないケースとなっています。「その他」の者の多くは、8050問題と関連しています。具体的なケースとして、〈4:区における地域課題について〉に同様の記載がありますが、親の高齢化に伴い本人への家庭内支援の継続が困難となり、手帳未取得・未受診にて当センターにつながるというケースです。制度の狭間のケースと捉えて頂けたらと思います。他分野の関係者や地域等と連携してアウトリーチ活動を実施していく必要があると考えます。                  ○今年度はコロナ感染についての情報や福祉避難所についての各事業所等から相談も多くあった。今後も引き続きの課題として事業所等との連携や情報を交換しながら対策にあたっていきたいと考えています。                  ○社会資源の開発について今年度はサードプレイス「第3の居場所」や制度につながるまでの「つなぐアシスト」など西成区の課題・ニーズから社会資源開発を作り上げることができた。今後こういった課題について積極的に取組みを進めていきたいと考えています。</p>	